

第四十八回国会
衆議院

石炭対策特別委員会議録 第八号

昭和四十年三月十日(水曜日)

午前十時二十六分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 有田 喜一君

理事 中川 俊思君

理事 多賀谷眞稔君

理事 細谷 治嘉君

小笠 公昭君

中村 幸八君

三原 朝雄君

岡田 春夫君

伊藤卯四郎君

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業事務官

(石炭局長)

通商産業事務官

(鉱山保安局長)

委員外の出席者

通商産業鉱務監督官

(鉱山保安局 石炭課長)

参 考 人

九州大学名譽教授

早稲田大学教授

北海道大学教授

磯部 俊郎君

中野 実君

山田 穰君

佐伯 博藏君

岡崎 英城君

井上 亮君

川原 英之君

野見山清造君

井手 以誠君

中村 重光君

六助君

田中 六助君

田中 六助君

法律案(内閣提出第九二号)

石炭鉱山の保安問題(北炭夕張炭鉱爆発事故等)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び電力用炭代金精算株式会社法の

一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

細谷治嘉君。

○細谷委員 この前の委員会におきまして、多賀谷委員から北炭の夕張炭鉱の事故のことについて質問が出ておりますけれども、私はその中で、質問に答えておりましたけれども、若干政府の態度についてさらに質問をしてみたいと思います。

第一にお尋ねしたいことは、どうも最近の事故を見てみますと、三池炭鉱においてもそうでございますし、あるいは高松炭鉱の昨年の災害でもそうでございますし、今回もそうでございます。

また、これは鉱山保安の問題でありまふけれども、昨年の有名な勝島倉庫の爆発、こういう問題を見てみますと、あらかじめあふないぞということが指摘されて注意が行なわれ、あるいは報告が行なわれておるにもかかわらず事故が起こっておりますという例が最近ほとんどあります。このことは根本的な原因は当事者、いわゆる炭鉱経営者側にある、こういうことでありまふように思います。

最近のいま申し上げたような経過からいいますと、もはやこれは政府の責任がのめられないうところに来ているのではないかと、勧告しておるところに、そのまますばしでここはあふないぞと言ったところに事故が起こっているというところになりますと、三池においても夕張においてもそうでありまふが、これはやはりもう幾ら勧告しても

経営者が悪いのだということではのめられない政府の責任というものがあふのではないかと、こう私は痛感いたしております。この点についてひとつ保安局長どうお考えなのか、お尋ねします。

○川原政府委員 今回夕張におきまして起こりました事故につきまして私も非常に遺憾に存じておりますが、ただいま細谷先生御指摘のように、今回は、十二日に監督官が参りまして、具体的指示と申しますか、監督表を渡しまして、施設の改善の指示をいたしております。なお、一応改善の工事の進捗状況をただしますために、二十二日に札幌鉱山監督局に副保安技術管理者を招致いたしまして、さらに恒久的な方策を通達いたしたわけでございまして、

この指示いたしました事項の中で、ガスを早く排除するという点につきまして応急の措置をとって、さらに風道の切り広げにつきましては一日、二日ではできないものでございまして、これは二月二十七日までにやるという約束であったわけでございまして、鉱山におきましてもその準備はいたしておったようでありまふ。たまたまその過程におきましてああいふ不幸な事故が発生いたしたことはまことに遺憾であります。経過として、基本的には、さしあたりはそのガスの低下——風門を開いて減らしますが、さらに根本的な風道の切り広げ、これをやるようにいたしておったわけであります。この点で、私もその途中ですういふ事故が起こりましたということにつきましても、非常に遺憾に存じております。

○細谷委員 三池の場合は五月十九日ですか、注意をしまして、そして十一月の九日までそのまま放置されておいて、二、三日後に調査をしようとしておったやききに事故が起こった。高松の炭鉱の場合一度作業を中止して、始めた翌日に事故が

起こった。今回の場合は、十二日に注意を喚起して、事故当日呼んでさらに具体的な勧告をした、こういうことでございましてけれども、そこまでわかつておいて、そこまで当局として手を打っておるにもかかわらず事故が起こっているわけですから、ここで従来の考えではない事故撲滅のための基本的な態度を決定しなければならぬのじゃないかという気が私はいたします。今度の場合は、事故後水没してしまつたので火源がわからない。火源については、いろいろな想像が行なわれておりますけれども、火源がわからないということでありまふ。私は、考え方としては火源の問題じゃないんじゃないか。災害の原因というのは、やはりメタンガスが許容量以上になつて、自然発火するようなガスの混合状態になつた。火源が問題じゃないのじゃないか、そういう、炭鉱がもう一瞬にして爆発するような条件になつておった。それも、指摘しておる。私はこれが問題じゃないかと思うのです。火源が何だったというそういうせんざくも大切でありますけれども、火源があつても、そういう条件がなければいいわけなんです。原因というのは、そういう炭鉱の条件がもたらされたということなんです。それについては、警告しておったのですから、そこがほんとうの原因なんだ、それを排除しない限りはこれはだめなんだという考えに立つて、そしてやはり警告を発する場合には、もう警告じゃなまぬるいのですから、作業を停止しろ、このくらいの断をとらなければだめじゃないかと私は思うのですけれども、どうですか。

○川原政府委員 これは、ああいふ大きな事故が起こりました、いま申し上げますたいへん弁解がましくなりますので恐縮でございますが、われわれとしましては昨年来、明らかにいま即刻停止以外に手がないという場合には停止をいたしてお

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

第二類第四号

石炭対策特別委員會議録第八号

昭和四十年三月十日

りまして、昨年だけでも六百四十件ばかりの停止をやったわけなんです。ただこの場合に、御承知のように、あのガスの量が一・六物幾らあったらうであります、この一・六物の風量そのものをその場で應急的に低減させるというためには、風門の戸をあけて若干風量を減らす。ただ基本的には、先生おっしゃいますように、風道を切り開くという以外にはないわけでありまして、そういうふうにはいたしません前に風道の拡大ということをやらせて、御承知のように切り羽が先にございまして、逆にその切り羽を全面的に捨ててしまふかどうかという問題になるわけでありまして、そういう観点から、おそらく監督官は応急の措置を命ずると同時に、風道の拡大を二月二十七日までにやるということで措置をやる、風道を拡大いたしますれば自然にメタンも減るわけでありまして、そういう措置をとったわけであり

ます。

○細谷委員 私、とられた措置についてはもうお伺いしておりますから、それをどうこう申し上げるわけではない。たとえば、従来と比べますと、一坑当たりの巡回率も二倍以上になっているのだ、対策も講じてきたのだ、監督官庁としてはもうそれで責任はないのだ、経営者に問題があるというのではなくて、そういうことが何へんも繰り返されて事故が起きているのですから、ここで断固とした決意で抜本的な対策を講じなければいけないではないかという気がするわけです。そういう従来のようなやり方ではなくて、断固とした決意で抜本的な事故撲滅のための手を、いままでよりもっとはつきりした、とにかく作業を停止させるのだ、そのためにはいろいろな問題が起きます、そういう問題を当局として解決するのだ、こういう決意をお持ちかどうか、その点だけ一点お聞きしているわけです。

○川原政府委員 ただいま細谷先生から御注意を受けました点でございますが、私といたしまして、今回の事故にかんがみまして、これはいま先生もおっしゃいましたように、たとえば切り羽が全

部とまってしまうというような問題も当然伴いますけれども、人命の尊重という点からいって、先生のおっしゃるような停止措置を今後はさらにきびしくやっていくということでございます。

○細谷委員 そういう決意だけでなくて、具体的に保安というものは、九分九厘だいいじょうぶだと思っても、残りの一分で事故というものが起こるのです。私も二十二年間工場につとめておりまして、実際の生産もやってまいりましたから、事故を何べんか経験しております。絶対だいいじょうぶだと思っておるときに、やはりほんの網のすき間のようなどころから事故が起っております。これは私の身をもつての経験であります。そういうことからいって、まあまあだいいじょうぶだ、まあまあどころじゃない、これなら絶対だいいじょうぶだと思ひましても、あるいは監督官庁のその人の性格、あるいは鉱山保安担当者その人の性格の、欠陥というところからいって、若干のすき間から事故が起るわけでありまして、ひとつ監督官庁としては、いままでの経験からいって、監督官庁が断固たる措置をとらないと、炭鉱災害の原因があるのだ、こういうふうには私はもう結論づけてもいいような今日までの経過でありますから、特にその点をお願いしたい、こう思うのです。こういう問題に関連して、保安機構の問題については、せんだって多賀谷委員からも質問がありましたし、また昨年にも練りに練った問題として、二点の鉱山保安法の改正が行なわれたわけですが、これも、これが現実には実施に移されておらなかったという点についても問題点があります。それはこの前十分に質問がありましたから、きょうは私は触れませんが、組夫の問題についてお尋ねしたいと思うのです。

私は鉱山保安局の石炭課からいただいた資料を昨日拝見したのでありますけれども、この全国石炭鉱山の職種別坑内死者の状況という結果を見ても、抗内実働千人当たりの死亡率というものをみますと、常用夫においては、昭和三十四年に二・六〇なんです。三十九年は二・五四です。

これはあまり変わらないのです。臨時夫はどういうことかといえますと、三十四年には〇・一九であったものが、四・八〇と激増している。それから請負夫については、三十四年には三・三三であったものが、四・四八、こういうふうになつておるのです。この全体を見てみますと、請負夫あるいは臨時夫というものが非常に事故のケースが多いのです。今度の場合でも、高松炭鉱の場合でも入っております。三池の場合でもあつたわけですが、これはこの法律で許された範囲を越えて、生産の第一線に、保安教育の不十分な臨時夫なりあるいは請負夫が入つておる。こういうことが原因の非常に大きなものになつておるということ、この統計が示しておるのです。これについてどういう対策を今後講じようとなさるのか、お尋ねしたいと思います。

○川原政府委員 最近におきまして臨時夫、請負夫、組夫の死亡率が非常に高いという点につきましては、ただいま御指摘のとおりでございます。われわれとしまして、この組夫をどういうふうな規制していくか、これはいろいろ検討をいたしておる次第でありますけれども、先般の高松の災害以来、この組夫の対策につきまして、特にその監督をきびしくするというふうにもつてまいりました。この組夫の対策については、今回夕張炭鉱におきまして、相当高齢の組夫が、これは病院にも私参りましたが、非常に高齢の組夫の方がおられまして、これはほんとうにわれわれとしまして遺憾に存するのでありますけれども、先生御高承のように、この請負作業につきましては、従来石炭合理化法によりまして、組夫を入れます場合は承認制度をとっております。鉱山保安法の系統としましては、組夫については特に保安管理機構、保安教育についての届け出をとりまして、それに対する指導をしていくという立て方になっております。この点につきまして、ことしも昨年以來、監督局に對しまして種々の指示をいたしておりましたが、特に石炭局及び石炭部から承認を与えます場合、これは監督局と連絡を十分密にして、その作業の実

態を見るといふこと、これは当然のことでありまして、監督官が坑内を回りまわす場合には、その作業が規定外のところをやっているのではないかとこの点につきましても、十分な監督をするということと現在まで運んでまいつておりまして、今回の夕張におきましては、掘進に従事しておりました組夫の方が被災をされたのであります。やはり保安教育、保安管理機構という面におきましても、いろいろこれからまだ規制を強くしていかなければならない問題があるかと私も思ひます。こういった点につきまして、この組夫の受け入れにつきましては、石炭合理化法の承認とも密接な連絡を保ちつつ、組夫の人数を減らしていくということについての努力をいたしたいと存じますが、何ぶんにも今回の事故におきましても、やはり、掘進に従事しておりました組夫の死亡者が出ておりますので、この点は深く遺憾に存しておる次第であります。

○細谷委員 この統計の坑内実働者数というのを見ましても、常用夫においては三十四年には十九万人おつた常用夫が、九万三千人になつておるのです。臨時夫は三十四年には三万三千六百九名、三十五年には九万九千七百七名、三十六年には七万六千五百五と減つてきています。ところが三十七年以降急増いたしまして、三十九年には三万四千六百六十という数字になつておるのです。請負夫は一萬三千三百三十八というものが三十四年でありまして、これが一萬四千六百六十。職員のほうは一萬四千五百五十から九千七百七十八と五千程度減つておるのですけれども、とにかくふえておるのは臨時夫と請負夫なんです。ですから、稼働者の構成からいいますと、保安訓練の足らない人が入つていくわけですから、こういう構成からいいますと、ますます、保安が強化されるどころじゃなくて、弱体化している。これは、この構成を見ても明瞭なわけなんです。石炭合理化法では、安全に対する適当な措置を講じた上で許可を求めるわけでしょう。こうなつてまいりますと、この実績からいって、しかも組夫が事故の原因や罹災者に必ずなつてい

いう点からいって、これについても、組夫がほんとうに法が期待しているような間接的な作業、いわゆる生産のための補助的な場所であつて、以外に厳禁していくというを守らなければいけません。しかし私は、なかなか守れないのではないかと、思うのです。許可を得るときにはそういうことであるべきです。現実にはやはり生産の第一線に組夫を稼働させていく。安上がりのんです。組夫はある意味においては資材なんですね。人間扱いされてはいけません。そういうことになりまして、これは許可を得るときには条件なんというものは無視されるということが実情ではないかと思うのです。ですから、これについてもやはり抜本的な対策を、決意を持ってこの段階ではやらなければならぬと、追いついておられるのではないかと、思うのです。この点についてどうお考えなのか、政務次官も見えておられますから、一つ局長と政務次官の当局としての決意を承りたい。

○川原政府委員 組夫が非常に増加しておるという点につきまして、これも先生に差し上げております統計の示すとおりでございます。相対的な比率が非常にふえておるといふことも御指摘のとおりであります。ただいまも御答弁申し上げましたように、組夫の中の、特に坑内作業の中で掘進その他特殊なものに従事する場合の組夫等につきましては、こういうものに限定をして石炭合理化法で承認を与えておるわけでありまして、やはり承認したあとでさらにこの管理機構を規制する、保安管理の面からいいますと、親会社のほうから二重チェックをいたすような指導をいたして、組だけで動かさないで、その鉱山の正規の保安係員が二重の規制を、保安上のチェックをするというシステムをとっておりますけれども、先生御指摘のように、組夫を承認する際にそういうことをあらかじめ規制をしていくという方法が必要であるというところは、御指摘のとおりであらうかと思ひます。こういった点につきまして高松の災害その他、事故に引き続き災害等にかんがみまして、われわれとしては石炭局とさらに密接な連絡

をとって、石炭合理化法の承認の際にそういった機構を改め、十分、従来もそれを無視しておるわけではございませんけれども、さらに規制をすることによって組夫の安全をはかるということをやつてまいりたい、かように存じておるわけでありま。

○岡崎政府委員 組夫の問題につきましては、昨秋の臨時国会の際にも非常な御注意がございました。通産省としても十分注意するといふふうになり、またくふうするといふふうにもお答え申し上げたのでございます。その後いろいろ検討いたしておりますところ、このたびの夕張炭鉱の事件におきましても組夫の被害者が相当出ております。非常に申しわけないと存じておる次第でございます。ただいま局長の申し上げましたように、その承認の場合に対する制限または規制の強化、または組夫自体の使用の問題等についても根本的な検討をいたしまして、将来そういうような事態の起こらないように十分な注意を払い、こう思っております。

○細谷委員 十分な御検討をいただくということでありまして、最近の新聞に書かれておりますように、三池炭鉱にしても北炭にしても、経営内容がちょっと上向いて、やがて復元しようか、増資しようかという段階で、どかんとやっているわけですね。それが最近は一般的な傾向なんだそうですね。とにかく会社の経営が少し上向きになって、やがて復元しようかというのを頭に考え始めるころにどかんとやっていると、炭鉱の傾向なんです。こういうことからいって、石炭鉱山保安規則等も、外国の例からいってメタンの含有量についても、日本のは必ずしもシビアじゃないわけですから、そういう点についても、それからまた炭鉱の条件というのは、だんだんと深く奥にいきますから、そういう条件の変化等をにらみ合はして検討をする必要があると私は思っているのですけれども、私はそれ以上、ここまできたら当局が断固たる決意で監督権を振り回す、ということば適切じゃありませんけれども、も

うこれなら絶対だじょうぶだというくらいに措置を講じていたかなければならぬのじゃないか、こういうふうな最近しみじみと思つております。そういう点で組夫の問題についても、これは規則がどういふふうに変つたらうと、法律がどう変わるうと、ごまかされて、月のうち一週間ごまかされていけば、そこから事故が起る。月のうち一日でも、これは足らぬからひとつ生産のために組夫をやれといふことになりまして、命令一下組夫をやるから、そういうことと、そこから事故が起ります。そういうことからこれはやはり断固たる、法律の問題はともかく、姿勢が必要であらうと思ふ。そういう点ではひとつ石炭局長も、あまり生産、生産で、鉄鋼会社や何かから原料炭を確保してもらわぬといけませんぞんざいといふことでおどかさる、といふことではありませんけれども、生産生産といふことで経営者に協力いたしますと、それ以上の損失が起つてまいりますから、法の問題というより私は当局の姿勢にある、こういうふうな思ひます。そういう意味においてますます当局はのがれられない剣ヶ峰に立たされていられるんだ、こう思ふのです。何かありますか。

○川原政府委員 再三細谷委員から御指摘をいただきました。たいへん感銘に存じます。先ほども申し上げましたように、いろいろ生産確保というやうな問題、われわれはそれのために監督をどうしようとしたというつもりはございませんけれども、さらにこれは、たとえ生産がそのために一時ストップしても、人命尊重という観点から作業停止を命じるという方向につきましては、従来も、昨年以來その点は相当強化したつもりでございますけれども、さらにきびしいやり方をやつてまいりたい、かように存じております。

○細谷委員 保安局長さん、ノイローゼになるほど真にまじめにこの問題に取り組んでいる姿はよくわかる。しかしあなたがいかにもまじめにやろうといつても、これはそういう組夫の問題なり、あるいは鉱山保安法の問題を厳密にやつて、そして

監督権をやるといふくらいに思ひ切りがなければ、まじめさ一点ばり、ノイローゼになるような、もう寝食を忘れてこれに取り組んでも、とても災害を防ぐことはできないと思ふ。当局がひとつ断固たる決意でやつていただきたい、こう思ふ。こういう問題に関連して、時間がありますが、まあこの成果がどういふものかといふことについて私も確認をしておりませんけれども、朝日新聞の三月六日の夕刊に、「坑内保安に新威力、『パトローラー』の公開実験」といふ記事が出ております。それから三月五日の科学新聞というのに「炭鉱保安に新兵器、注目のパトローラーが完成」といふ記事が出ております。それによりますと、工業技術院資源技術試験所の福岡県嘉穂郡藤井町にある試験炭鉱で三月の五日に実験が行われた、リモートコントロールによるところのメタンガスの移動式測定器、これはもうすでに学界でもこの問題が報告されて世界の注目を得ておるやうでございます。これによりますと、メタンガスのほか炭じん、それから風速、温度、一酸化炭素もはかれて、そしてこれはすべてリモートコントロールでやれる。しかも特に危険な坑内、古洞あるいは炭層中にあけられた試験孔、こういうのにも十分な性能を持つておる。それで、この鈴木俊夫という工学博士、これは所長であります、この人の言によりますと、三百三十メートルの坑道に付設するの約千三百万円かかるというのです。量産すれば安くなるんだから、政府が補助金でも出せば一般の炭鉱に普及するのむずかしい、こう言つておるんです。そして、この科学新聞にはこういうふうな書いてあるのです。大体日本ではこういうりっぱなシステムが開発されておるけれども、おそらくこれを採用して使うのは外国の炭鉱であらう、こういうふうな書いてある。この新威力のパトローラーについて、どういふ認識を持っているのか。これが書かれてあるとおりの事実とするならば、国庫等の十分な援助で、せっかく日本の人が開拓した発明であり技術であります

から、積極的にこれを取り入れる御意思があるかどうか、お尋ねします。

○川原政府委員 ただいま御指摘いただきました保安パトローラーでございますが、これは通産省に所属しております資源技術試験所で、御指摘のとおり、従来鋭意研究をいたしてまいりましたものであります。われわれとしまして、日本でこういう新しいものができ上がってきたということについては非常にうれしく、また誇りを持って受け取っておるわけでありまして、現在実験室にはほぼ完成に近づいたという段階であると聞いております。今後さらに実際の坑内で使用し得るような、いわば実用化試験、これを十分やりまして、その開発研究を進めますために、工業技術院のほうの特別研究費を使いまして、ほんとうにこれが坑内で使える状態にまでさらに開発研究を進めるといふ方針でございます。と申しますのは、これは先般多賀谷先生の御質疑のときにもちょっと申し上げましたが、いろいろ、ガス警報器等もほかにございしますが、これもよほど実用化の試験過程を経まないと、逆に、あまりこれに一切をゆだね過ぎるということになりまして、また無作動等で危険性も起こってまいりますので、その点は試験室段階から実用段階に移して、そして十分これが常時作動する、無作動の起こらないようなしなやかな十分研究した上で、もちろんその段階に至りますれば、われわれとしてこれを積極的に炭鉱に導入していくというところにつきましては、そういう方向を考えておるわけでございますが、現在ではなお、私、技術に非常にとりくみまして、現在ではなお、詳細なことは佐伯課長から御説明を申し上げますが、考え方としては、坑内もいろいろな形がございますので、これに実験室段階からどういふふうにあぶり出していかうかというのをいま急いでやっておりますという段階でございます。

○佐伯説明員 ただいま保安局長からお話し申し上げたことでございますが、資源技術試験所におきましてそういうものをつくらうということ、綿密な連携をここ数年來とっておりまして、私たちのほうでも監督の経験を生かしまして、こういうふうなものが望ましいということをお願いして、また資源技術試験所のほうでも科学的、技術的方面からいろいろ研究をなさっております。先ほどお話し申し上げましたように、実験室的にはほぼ完成の域に達したわけでございます。最近九州にございます試験炭鉱、これは工業技術院の資源技術試験所付属の一つの試験炭鉱でございますが、これはもう大きなものではございませんが、そこで実験をいたしております。今後は実際の坑内にうまく適用できるかどうかということの試験研究を進めていく、なるべく早くこれを坑内に実用するという方向に資源技術試験所とともに努力いたしましてやっております。

それから現在のところでは、自動ガス警報器は保安融資の対象にいたしております。この保安パトローラーもやはりガス自動警報器の一種でございます。これが完成いたしましたら、すぐにも保安融資の対象にいたしまして、坑内に普及させるという道は講じていきたいというふうに考えております。

○細谷委員 私は、これは皆さんいまで関係してきたのでなんですが、やはり消極的な態度だと思っております。この新聞によりますと、「パトローラーは坑道に懸吊したワイヤロープまたはモノレールを軌道とし、メタンガス計や炭塵計、風量風速計、温度計などを積んだ一〇×二二×六センチメートル」というのですから小さいですね。それから「重量一二一七キログラムの保安監視器を、秒速約一メートルで自走させて計測を続けるもの」である、こう書いてある。そうして最後に工業技術院の資源技術試験所の第六部長佐々木工学博士はこう言っているのです。「経済上の問題で日本は採用が非常に困難。外国は採用の方は非常に早い。パトローラーについても、いいですか、この次が重要ですよ。『実用して十分な性能になったが、日本で採用されるのは大分先のことになる。』」この結んであります。佐々木博士はもう実用段階にきたのだと言っています。

よ。坑道の形とかは、それは千差万別でしょう。しかし、もう実用段階にきているのだと言っております。したがってこれは、採用するかどうかというのをあなたのほうできめて、それに對して政府の補助をどうする、融資をどうするということ度を含めれば、これは採用される。価格については先ほど私が申し上げたとおりです。それから、これは一つに一切をゆだねるということ、あるいはまだ採用の初期の段階においてはむずかしいので、従来のものも併用しなければならぬでしょうけれども、何となく書いてあります。責任ある人がこう言っているわけですから、もっと積極的にこれに取り組んで、もうただいまからでもこれに国庫補助等を導入してひとつやるといふ御決意がなければならぬと思うのですが、佐々木博士が指摘したように、せっかく開発したけれども、まだ実用段階ではございせん、こういう理由であとにあとになるだろう。佐々木博士が言っているのです。これではいかぬと思うのです。もっと積極的にこれに取り組む決意を表明していただいて、ただいまからでもひとつ、たとえば夕張炭鉱なら夕張炭鉱等でみずから保安と取り組むという体制をしいたきたいと思うのですが、いかがですか。

○川原政府委員 通産省傘下の試験所におきまして研究をいたしましたこのパトローラーにつきましては、細谷先生から非常に御激励をいただきました。ありがとうございます。われわれといたしまして、もうそういった気持ちで、この問題は前々から実は早く進めようということ、鈴木さんともいろいろ話をしている問題でございますので、仰せまでもなく、われわれとしてはいろいろな点を考えますけれども、できる限り前進していくということにおきましては、私ももうそういう気持ちでございます。むしろお礼を申し上げます。

○細谷委員 これは委員長にもお願いがあるのです。これは学者なり技術者が言っていることです。四月一日と二日から、うそはないと思うのです。

に第六部が東京都さらに試験をするんだそうです。東京都には炭鉱があると聞いておりませんが、嘉穂郡では実際に炭鉱でやったのですから、おそろく四月一日、二日に第六部でやるというのは、これは公開のPR的なものだと思うのです。この間やった三月五日のやつが、これはやはり本格的な実用試験の成果だろうと思うのです。したがって私は、予備費等でもこの問題については措置していくことが、今日あらゆる産業災害という問題があつていますが、その中で飛び抜けて大きいのは炭鉱の災害でありますから、こういう手をひとつ積極果敢に打っていただきたい。こういうことについて次官の所見と決意をお聞きすると同時に、委員長にお願いしたいのですが、近くこの問題について佐々木博士なんか委員会においても、こういう問題を具体的に学者あるいは開拓者、技術者としての所信のほどを伺う機会をひとつ持ていただけたら、こういうふうな思っております。これは委員長に對するお願いです。

○岡崎政府委員 ただいまの御意見にございましていろいろな保安上の設備、機械その他についての取り上げるべき問題につきまして、御意見またはいろいろなものがございまして、御意見またはいろいろの早急に通産省といたしましても取り組みまして、いろいろな点について、予算措置その他の点についての必要がございせんならば、やはりいま御指摘もございましたように、予備費等の活用をはかりながら万全な措置をいたしまして、取り組んでいくというようにいたしたい、こう思っております次第でございます。

○細谷委員 終わります。

○加藤委員長 ただいまの細谷君の御意見に對しましては、後日の理事会で協議いたしまして御趣旨に沿うように善処いたしたい。当委員会でもやりたいと思います。

○岡田委員 関連して、政務次官にちょっと伺っておきたいのですが、昨日の晩にこの間事故のあった北炭の夕張炭業所の事務所が全焼したようでございますが、その経過をひとつお知らせ願います。

たいと思います。

○岡崎政府委員 この問題につきましては、私も新聞で承知しただけで、いま詳細について問い合せたいとおる次第でございます。至急に状況等を詳細に問い合わせさせていただきたいと思ひます。

○岡田委員 関連ですからもう伺いませんが、その状況の御報告の中でぜひ私の伺っておきたいことは、ガス爆発の原因をいま探究しているはずですが、事務所が焼けたということになると、証拠保全の問題に関連して、そういう点の關係は一体どうなるのか。焼けてしまいましたから原因がわからなくなりましたということも考えられると思うのでございますが、そういう点はひとつはっきりしておいてもらわないと、その火事の原因ということよりも、ガスの事故の原因の点がわからなくなつては困るので、そういう点も含めて御報告をいただきたいと思います。

○岡崎政府委員 先生の御意見のとおりでございます。私たちといたしまして、原因を正確に、明確に、詳細に把握いたすということが将来の予防措置にも関連があり、またいろいろ措置をいたします方法等についての事前監督というものにも影響があることでありますから、おっしゃるとおり、そういうことがございまして支障のないように、できるだけ詳細な調査をいたしたい、こう思つておる次第でございます。

○岡田委員 もうこれで終わりますが、それではとりあえずきょうじゅうに経過的な御報告、それから保全上の問題、そういう点は御報告いただきますか。よろしいでしょうか。きょうは午後委員会がありますから。

○岡崎政府委員 大休午後には御報告できるような段取りにやりたいと思つて大いに努力いたします。

○加藤委員長 岡田委員に申し上げますが、ちようど午後参考人をお呼びしますから、その前にちよつと……。

それでは、滝井義高君。

○滝井委員 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案と電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案の二案について質問をいたしたいと思ひますが、きょうはとりあえず石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の中で、中心的な役割りを演じておる、主として石炭鉱業合理化事業団の問題を中心にお尋ねをいたしたいと思ひます。それからだんだん電力用炭代金精算株式会社の方に入ります。

その前に、ちよつと細谷さんの質問に関連して、鉱山保安法の改正をやつたわけですが、当時労働者の側から保安監督員の補佐員というのを少なくとも一人は出すことになつておつたのです。これは実行されておりますか。

○川原政府委員 この法律は、先般の国会において決定いただいたわけでありまして、保安監督員補佐員を労働者の推薦に基づいて任命するというところに相なつております。これはそれぞれ山によつていろいろ事情が違いますけれども、さらに金蔵鉱山、石炭鉱山、それぞれ性質、状況は必ずしも一様ではございませんが、また労働者の推薦がなく、労働者の推薦による保安監督員補佐員が必ずしも出ていない鉱山が相当ございます。われわれとしまして、これは一月から発効しておるわけでございますから、早くそういう方向に推進をして、そして補佐員の制度を活用していきたいということ、それと監督局あるいは各組織に對しましても御要望を申し上げておる次第でございます。とりあえずは、現在補佐員を置くことになつておりますので、これは会社によつて非常に事情が違ひますが、会社によつて暫定的な補佐員を任命するということが一応補佐員は整えておりますけれども、まだ必ずしも労働者の推薦による補佐員が全部出そろつていないという状況ではございせん。まことに遺憾であると思ひます。

○滝井委員 それは何月かからと申しましたか、いまはつきり聞かえなかつたのですが。

○川原政府委員 一月十五日からです。

○滝井委員 ことしの一月十五日ですね。そうすると今度の北炭はできておつたのですか。

○川原政府委員 北炭に關しましては、私の承知いたしております限りでは、労働者の推薦する補佐員がまだ推薦がなく、現在は会社の方で任命する補佐員だけが出ておるという状態でございます。

○滝井委員 十五条で、省令の定めるところによつて鉱業権者は選任しなければならぬということになつておるわけでしょう。義務規定でしょう。省令はあなたの方のベースです。そういうことが行なわれていないということが、非常に問題なんです。こういう点をあいまにしておいてはいかぬと思ひます。すみやかにそれぞれの監督局長なり監督部長を通じてやっておく必要があるんじゃないかと私は思ふのです。

それからもう一つ、北炭の今度のようなことが起つた場合に、あなた方は保安統括者や保安技術管理者や副保安技術管理者または係員の解任ということをやることになるのですか。

○川原政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、鉱山保安法の十五條二項におきまして「前項の保安監督員補佐員のうち一人は、その鉱山の鉱山労働者の中からその鉱山の労働者の過半数の推せんにより選任しなければならぬ。ただし、その推せんがないときは、この限りでない。」ということになつておまして、これはいろいろと選挙その他の問題もあつたかと思ひますが、夕張におきましてはこの推薦を急いでおつたようでもあります。ただ、たいへん残念でありますけれども、現在までその任命に至つていない。実際には補佐員を置くことになつておりますから、会社側の選任にかかるといふ一任任命されておるという状態でございます。御指摘のごとく、われわれとしまして早くこの補佐員制度を実行に移して、いろいろな面で新しい体制をしきたいと存じまして、監督局長、監督部長にはもちろんその推薦を急ぐような指導をするようにという指示をいたしておりますし、またそれぞれの会社等につきましても、その方向で機会あるごとに申し上げてお

るわけでございますが、たまたま今回そういう状態にありましたことは、われわれとしても遺憾に思つております。

それから保安統括者及び保安技術管理者に対する解任その他の問題でございますが、もちろん保安のために必要であると認めるときは解任を命ずるということに相なつておまして、われわれとしましてこれをいま具体的にどうするということをお願いする段階ではございませんけれども、現在司法捜査の手続を通じて原因の究明をいたしております。それらとも関連いたしまして、もし必要があればそういう解任というやうなことも当然あり得るかと思ひます。

○滝井委員 事態ははつきりしておるのじゃないですか。メタンガスがたぐさんあつて、これは注意を与えておるわけでしょう。注意を与えておつて、それを実行していないのです。こういうことは三池でも同じですよ。ぐずぐずしていると、ちよつと選挙違反が最高裁まで行つて、そしてその結論が出る前に国会が解散になるのと同じです。そういう選挙違反と同じように人間の命を取り扱われたらたいへんですよ。これは六十一人も殺しておるのです。だからこれはやはり即決即断でいかなければいけません。交通違反だつて即決即断でいかなければいけません。そのためには、すぐになた方がこの十三條の二項の聴聞会を開いて、そうしてきつちつとやるといふ体制を整えていかなければいけません。それを一々司直の手を待つてとか、検察庁の調べを待つてとか、あるいは裁判の結果を待つてとか、こんなことを言つておつたら、いつの日にその結論が出るかわからぬというところになつてしまふ。雪深い北海道はやがて春が過ぎて夏になつちやうですよ。そういうことで私ははいかぬと思ひます。もう少しこういう点は、法律をきめて、今度はこれでいくんだといつて、三池の災害が起つたあとに法律をきめて、少なくとも腹がまえをきめたわけでしょう。きめ

たが、補佐員はまだできておりません、しかも、いまのように十三条の問題についてもはっきりしないというのなら、これは鉦業権者はせせら笑う

それでは、今度はいよいよ石炭鉱業合理化臨時措置法の中に入るわけですが、主として事業団のことを中心にお尋ねいたします。

まず、三十五年に合理化法が改正をされて、合理化事業団が再出発することになったわけですね。そして炭鉱関係の整理事務をやることになった。いわゆる旧方式です。その後、三十七年六月に法律を改正して、連帯責任の形をなくした。鉱業権者との連帯責任を合理化事業団が持つということをなくして、いわゆる新方式というものをやったわけですね。現在までに、旧方式で一体幾らの山が処理されて、新方式で幾らの山が処理されたことになるのか。それから、三十六年の十二月だったと思いますが、石炭鉱山保安臨時措置法ができて、保安の不良な炭鉱あるいはどうも改善の見込みがないというようなところは、保安整理の交付金を使って山をつぶすことになりましたね。この三つについて、三十九年度末までにどの程度の山

がつおれることになったのか、それをまずざっと、トン数だけでけっこうですから御説明を願いたい。

○井上政府委員　ただいま御質問の、合理化事業団が終閉山いたしました山を買収したり、あるいは交付金を交付する制度があるわけでございますが、制度的に申し上げますれば両方あるわけでございますが、最近では御指摘のように、交付金の交付が主体になっております。買収関係は、昭和三十一年から三十八年まで続いております。この間、全体を合計いたしますと六百三十二万一千トンの買収、買い上げをいたしました。さらに、石炭鉱山整理促進交付金の交付は、ただいま御指摘のように昭和三十七年度から——三十七年度は買収と並行して実施されておりますが、三十七年度から実施いたしましたわけでございます。三十七年度が二百六十七万トン、三十八年度が三百九十八万トン、それから三十九年度は、ただいま実施中でございますが、大体ずれ込み等全部を入れてまして四百五十一万トン程度になる見込みでございます。この促進交付金の合計と、先ほど申しましたような買収の総合計六百三十一万トン足しましたものが、今日まで終閉山の山を処理したトン数でございます。

○川原政府委員　臨時措置法によります保安不良炭鉱に対します廃止関係の御指摘でございますが、昭和三十六年度は十炭鉱、約二十万一千トン、昭和三十七年度三十九炭鉱、約五十二万九千トン、三十八年度十四炭鉱、約三十万トン、三十九年度につきましては十二月末現在の見込みでは九炭鉱、約二十二万七千トン、全部合わせますと七十二炭鉱、百二十六万四千トンという数字を持っております。

○滝井委員　そうしますと、いまのを総計してみますと、約千八百七十三万トンくらいになるわけですね。そこでこれだけの、千八百万トン程度の山をつぶすことになったわけですが、合理化事業団は近代化、合理化の資金を貸し付けておりますね。三十五年の秋ごろから始まった貸し付け総額

は二体幾ら程度ありますか。

○井上政府委員 概略今日まで百三十億程度になろうかと思っています。

○滝井委員　次は、山をつぶしたときにやる整備資金ですね。つぶすために貸す整備資金は二つありますね。市中銀行から金を借る場合と、合理化事業団自身が整備資金を貸す場合と両方ありますね。事業団分とそれから市中銀行から借る場合のを保証をするのと、この両建てをちょっと御説明をお願いしたい。

○井上政府委員　整備資金の融資につきましては、今日まで合理化事業団から概略約二百八十億程度の融資をいたしております。

なおこの整備資金の調達につきましては、本来ならば、これは運転資金でございますので、市中銀行から融資を受けるのがたてまえてございしますが、御承知のように炭鉱の最近の状況からして、そのほとんど大部分はたいだい申しました整備資金から融資いたしておるわけでございます。ただこの政府の整備資金だけではなかなか十分でございせんので、やはり本来の市中からの融資も大いにすすめておるわけでございまして、ただ借りるといふことだけではなかなかできませんので、御承知のように、合理化事業団に融資保

証制度を設けまして、それによって、事業団が保証するという形をとって市中銀行からやっておるわけでございますが、この運用は、現在政府から大體五億くらいの出資をいたしております、それの十二倍程度の倍率で保証を行なっておるというのが現状でございます。

○滝井委員 そうしますと、五億の出資ですと、六十億程度の保証ですね。

○井上政府委員 そのとおりでございます。

○井上政府委員　運賃の延納につきましては、

これはたしか三十七年度だったと思いますが、国鉄の運賃を値上げするに際しまして、大手炭鉱につきましては大手の連帯保証ということで処理い

たしました。中小炭鉱につきましては、連帯保証ができませんというような実態から、合理化事業団が保証するという体制をとっておりまして、ですから、大體中小炭鉱の出炭量の運賃の総額の運賃の値上げ分がたしか一五％程度だったと思ひますので、その半額につきまして事業団が全部保証するというところでございます。

○滝井委員 その額は幾らですか。
○井上政府委員 詳細な資料につきましては、後刻提出させていただきます。

○滝井委員　その運賃の問題でちょっとお尋ねしたいのは、これはたいした額ではないと思うのです。二、三億くらいだと思うのですが、この取り扱いというのは、いまは保証はしていないのでしょうか。

○井上政府委員 現在はいたしておりません。現在に運賃の値上げをこの前の値上げ分につきまして一〇〇％上げたわけでありますから、いたしてありません。

○滝井委員 それはいつからいつまでのをやったのですか。そうしてその運賃分の支払いは、一体

○井上政府委員 保証いたしましたのは三十六年度から四十一年度まで延納ということで、その間の賃資を保証しておるということです。

○滝井委員 何か聞くところによりますと、最近閣議でこれは変わっておりはしないですか。それをずっとまた延ばしておりはしないですか。

延ばしまして、四十一年度まで延納する。四十二年度から現実には延納していただきませんでしたものを支払うということにきまつたように聞いております。

○滝井委員　ちょっといまの説明、よくわからな

1

0

いのですが、三十六年から、運賃の保証する期間というのは四十一年まで保証したのですか。そうじゃないでしょう。非常に短い期間じゃなかったかと思うのですが、炭価に繰り入れられておるのですから。

○井上政府委員 当初の決定につきましては、三十八年度までということになっておりましたのを、四十一年度まで延ばしまして、四十二年度から支払うということに変わったわけでございます。

○滝井委員 そうすると四十二年から中小炭鉱は、合理化事業団から保証された金額ははつきりわからぬのですが、三億かそこらくらいじゃないかと思うが、私もよくわからないけれども、その金を四十二年から中小炭鉱は合理化事業団に返還することになるわけですね。

○井上政府委員 合理化事業団に返還するのはございませんで、合理化事業団は中小炭鉱が国鉄に支払うことができなかつた場合に、その保証の責めに任ずるということでございます。支払うのは国鉄に対してでございます。

○滝井委員 そうしますと、三十六年から四十一年まで延納をして、まだこれは進行中ですね。その間にいま言ったように、千八百万トンの山がとにかくずつつぶれてきていたわけですね。つぶれたものの運賃の保証分というのは、合理化事業団が払わなければならぬことになるわけですね。その分が一体幾らあるかということですね。きょうは少し合理化事業団の内部経理を洗いたしたので質問をしておるわけです。

そこで、いま国鉄が一番先に出てきたから、国鉄を一番先に尋ねることになるのですが、わからなければあとでいいのですけれども、実はいまここで私は質問の形で全貌を明らかにしておきたいのです。政務次官にも聞いてもらいたいし、わかつておればどの程度になるのか……

○井上政府委員 詳細につきましてはこの延納関係の資料を後刻提出し、御説明をさせていただきます。たいと思っておりますが、いまのところまだそういったトラブルは起こっておりません。

○滝井委員 あとでその資料をべん出していただきたいと思うのです。

それからもう一つ、合理化事業団が雇用促進事業団に交付金を三十四年くらいから出しているのです。これは炭鉱職業者の援護措置として、総額どの程度出しておりますか。

○井上政府委員 非常に詳細な御質問でございますので、正確なお答えをしましては申しわけないと思ひまして、合理化事業団関係全体につきましてのそういった詳細な経理関係の資料を、単に延納関係だけでなしに、あわせて提出させていただきます。たいと思ひます。

ただ一言申し上げておきますと、ただいまの御質問につきまして、合理化事業団から雇用促進事業団に對しましては、石炭関係の援護業務に必要な資金の大体一割程度は、合理化事業団のほうから出資するというようなたてまえで現在実施いたしております。

○滝井委員 その雇用促進事業団への交付金として出した額は、全体の一割程度を出すことになつたそうですが、その額はあとで資料として出してもらいたい。

それからもう一つ、最近になってから合理化事業団からつぶれそうな山に再建資金というのを出しますね。この額はどの程度出していますか。

○井上政府委員 再建資金はいままでに出しましたのは一件だけでございます。昨年のたしか八月ごろに貝島炭鉱が経営的に行き詰まりまして、貝島炭鉱につきましては石炭鉱業審議会の経理審査会で検討を加えまして、再建計画を立てたわけでございます。その際一応六億出してあります。

○滝井委員 これであと詳細なものを出示してもらつて、近代化資金が約百三十億、整備資金が二百八十億程度、それから市中銀行に対する、整備資金の事業団の保証分が六十億程度、国鉄はわからぬ、再建資金六億、いま言ったものだけでも四百七、八十億、約五百億程度くらいになるのじゃないかと思うのですが、そうすると、これと前の過

に私が御質問を申し上げた、利子補給分に関連をする事業団二百七十二億円との関係、この関係は、一体二百七十二億円というのは、いまのうちのどういふところが二百七十二億円に該当するものになるのかということですね。

○井上政府委員 二百七十二億円と前回申しましたのは、合理化事業団からの整備資金関係でございます。整備資金関係と、それから合理化資金ですね、近代化資金でございます。

○滝井委員 そうしますと結局二百八十億の整備資金の中で、優秀な炭鉱分についてはやらないことになるので、優秀な炭鉱分については三分ないし六分五厘を全額見てくれることになるわけだから、この中からと、それからいまの近代化資金百三十億の中からと、両方の方で選択をすると二百七十二億円程度になる、こういうことですか。

○井上政府委員 はなはだ申しわけないのですが、ただいまの答弁間違えました。整備資金だけでございます。近代化資金は無利子でございます。それから、保証分の対象になりません。私勘違いをいたしましたして申しわけございません。

○滝井委員 近代化資金のほうはそうですね。無利子だから必要ないわけですね。そうすると二百八十億から大体数字が合うようですね。

そこで私が言いたいののは、問題になるあとの国鉄その他のものが払わなかつた、そうするとかわりに事業団が国鉄その他に、中小炭鉱が払わなければ事業団が肩がわりをして払わなければならぬ。それから市中銀行から借りておる整備資金六十億についても問題が出てくるわけですね。もう少しその中を、一市中銀行から借りておる炭鉱がどういふ炭鉱で、そしてそのうち払えるものがどのくらいあるかということが相当問題になってくるわけですね。その場合に私が問題にしたいのは、保証したものは最終的には事業団が払わなければならぬことになるわけですね。ところが利子補給は政府関係機関だけじゃないかということになって、開発銀行と合理化事業団とそれから中小企業金融公庫の三つになっておつたわけですね。

うしますと、事業団が保証をしておつて保証かぶりをしたものは、最終的に事業団が払わなければならぬことになるわけですね。事業団の債務になるわけですね。この場合に、利子補給の対象にそれがなるのかどうかということですね。市中銀行にやはり事業団が払わなければならぬことは確実、そうすると非常に高い利子を、おそらく一割か一割二分くらいで借りておるかもしれない。これはこの前こゝまで詰めたものでしたけれども、全く単純にわれわれは三つの機関だけだという割り切り方をしておつたわけでもない、だんだん私調べをみますと、事業団がこういうあとと始末をしななければならぬ羽目になってくるわけですね。そうするとそれを今度は国が、事業団おまえがやれ、そんなものは利子補給の対象にしないということになると、事業団はそこからその金を捻出しなければならぬという問題が出てくるわけですね。私のきょうの質問の目的は、合理化事業団というものは非常に経理が窮屈で、仕事が円転滑脱に行なわれないということですね。うまくころばないということですね。それは非常に経理が窮屈に締め上げられておるところに、事業団の非効率性があらわれている。したがって、いまいったような整備資金を炭鉱が市中銀行から借りて、そのあとと始末を、利子補給を国がしてくれず、事業団に自分でやらせるといふことになると、これはたいへんなことになるのだということですね。この点をひとつ明快にしておいていただきたい。

○井上政府委員 事業団が石炭企業に對しまして整備資金の貸し出しについて保証する、ところが炭鉱企業が終閉山等あるいは会社がつぶれるというところのために、事業団が保証を實際に実施しなければならぬ。そうすると事業団は穴があくというところでございますが、現在のところさほどの問題はまだ起こっておりませんけれども、そういう事態が起こりますようなおそれがあります場合には、やはり保証基金を増額する以外にないのではないかとふうに考えております。現在では現在の保証基金の運用程度で一応運用できるとい

うことでやっておりますが、そういう事態になればそういったことで対処していく以外にないだろうと思ひます。

さらに利子補給の問題でございますが、利子補給につきましては、あくまでも基本的な考え方といたしまして、開発銀行の融資残高、合理化事業団の整備資金、それから中小企業金融公庫の残高、これを対象にいたしておりますので、事業団の赤字に対してまで配慮するつもりはございません。そうじゃなくて、先ほど申しましたように、そういった事態には保証基金をふやすという問題ではないかと思ひております。

○滝井委員 保証基金をふやしてもらっても、事業団が保証しているのですから、銀行には利子は払わなければならぬのです。だから、たとえば石炭業者が六十億まるまる投げ出してしまった、その足が全部合理化事業団に来てしまったということになるれば、合理化事業団はその六十億に見合う分だけの利子をつけて返さなければならぬことになるでしょう。そうすると、その利子分についてはおたくのほうで保証基金の中に入れてくれればいいのです。入れてくれないということになれば、事業団はどこからかその金を捻出しなければならぬ。私、あとからいろいろなものを出してくるのですが、一体事業団はどこからそういう金を出すかということです。事業団の経理の中に何か出す方法がありますか。

○井上政府委員 いずれにいたしましても、そういった場合には利子補給の対象にするというのは適当でない、利子補給はあくまでも石炭企業が先ほど申しましたような政府関係の金融機関からいまでも借りましたその残高に対して利子補給を行なう、そういったたてまえにいたしておりますので、事業団にそういったことで穴があきます場合には、予算措置をもって埋めるという以外になかろうかと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、もう一歩前にさかのぼってみますと、事業団が整備資金を貸し付ける場合と、市中銀行から借りたものの保証をする場合との区別は、一体どういう基準でやるのかという

こととです。滝井という鉱山が、ある一部は整備資金を事業団から借りている、ある一部は市中銀行から借りているという場合です。これは市中銀行よりか合理化事業団から借りたほうがいいわけですよ。これはもう高い利子の市中銀行から借りるよりか、合理化事業団のほうは国の機関ですからいいわけですよ。あえて条件のいい合理化事業団から借りずに、保証をしてもらって市中銀行から借るとするのは、一定のワクかなにかがあつてやむを得ずそうなつてゐるのじゃないかと思ひます。そうしますと、最後になつたら炭鉱業者は、ごらんのとおり投げ出すのは得意ですよ。なんでもかんでも投げ出してしまつて手をあげれば、それでおしまひになるのだから。そうすると、あともしりぬぐいは全部合理化事業団がやることになるわけ、結局は整備資金を貸しておつたと同じことになるのです。その場合に、井上さんが言うように、それは保証基金でやるのだ、しかし利子補給はやらぬということになれば、合理化事業団は利子に見合う金等はどこからか捻出してこなければならぬことになるわけですよ。だから、その合理化事業団はどういう形でそういう金を捻出する方法がありますかというところをお聞きしたいのです。その方法があれば、私はそれでもいいのです。おそらくないでしょう。

○井上政府委員 しいてあると申し上げれば、余裕金の運用ということになりましようけれども、これも大蔵当局の了解を得て使うことにならうと思ひますが、しかし余裕金を使う場合にはやはり事業の運営に支障を来しますので、基金を増大するとか、何らかの予算的な措置を講ぜざるを得ないというふうな考へております。

○滝井委員 こころはやはり大蔵大臣に来てもらつてちよつと論議をしなければならぬところですね。宿題に残しておきます。

そこで、またもとへ返るわけですが、合理化事業団が千八百万トンの山を買い上げるためには、これは当然財源が必要なのです。この千八百万トンの山を買い上げるための事業団の財源措置をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○井上政府委員 財源の意味がちよつとわからないのですが、これは滝井先生よく御存じのこととおりの、毎年、買収をいたしました当時には買収予算、それから新方式で交付金を交付するという場合には交付金についての予算というふうなことで予算をとりまして、御承知のように年々合理化計画をつくりまして、その計画に従つて買上げておるといふことでござります。

○滝井委員 千八百万トンのものをいままで買上げてきたのは、この財源、その買い上げる金

は一体どこからどういふ形で出てきているのかというのを聞いてゐるわけです。一つは納付金があるわけですね。そのことを尋ねておるわけですね。その納付金が一体幾らで、新方式になつてから国が金を出さうになつたですね、大体幾ら出したのかという累計をちよつと知りたいのです。財源というのはそういう実態を知りたいわけ

です。

○井上政府委員 この制度ができて以来もう十年の年月を積み上げておりますので、そういった当初からの概況につきましては後刻資料で提出させていただきますと思いますが、最近の仕組みを申し上げますと、たしか三十八年度からだつと思ひますが、三十八年度からは国が八割を予算で支出いたします。それから二割相当額は石炭業者が拠出するという形をとっております。その以前におきましては、三十七年度までは国がたしか四割程度で、業者が六割程度出しておつたかと思ひます。しかしいまは逆に国が八割支出しております。

納付金としましては、御承知のように、トン当たり二十四圓従来取つておつたわけです。このトン当たり二十圓の納付金では足りませんので、今回の合理化法の改正におきましてはトン当たり三十圓の納付金に改めたいというふうに考へておるわけでございます。

○滝井委員 三十七年までは国が四〇％で、業者

が六〇％分を納付金で納めてゐるわけですね。三十八年度以降における、国が八割の予算を出した分と、業者の二〇％分、その総計が千八百万トンにどう見合つたか。それから保安のほうは納付金は関係ないわけですね。

○川原政府委員 保安のほうは納付金は関係ございません。

○滝井委員 したがつて保安の分は国が出しているわけですから、その分を年度別にして累計をい

べん出してもらいたいと思ひます。

そこで、それならば一番問題は、国の出すのはこれは順当に出せるわけだが、納付金の収納状態というものは一体どういふ形になつておるのかという事です。あと資料で詳しいことを出してもらつて、いまの傾向だけを言つて下さい。

○井上政府委員 納付金につきましては、御指摘のように大手炭鉱におきましては順調でございますが、中小炭鉱におきましては最近納付金の納付状況が相当悪くなつてきております。中小炭鉱でも百社程度は大体コンスタントに納めてゐると思ひますが、あとの半分の百社ぐらゐについては納付金が、全部が悪いわけじゃありませんが、なかなか支出が苦しいような現状になつてきております。

○滝井委員 そうしますと、大手は順調にいつておる、中小は納付率が結局五、六〇％だということになるわけですね。納付金を納めていないと新方式では買い上げてくれないわけですね。これが一つやはり買い上げ上におけるネックの問題点になつてきておるわけですね。手を上げて、もはや山を投げ出そうという人が、トン当たり二十圓ずつの納付金を納めていくということについて、納めるだけの現金があれば山を続けていく、ないからこそこ私たちは手を上げたんです、こういう問題が至るところに起こつてきてゐるわけですね。現在、私はもう山をつぶさすといつて事務的に整理促進交付金をいただく対象としての申請をした、ところが納めるべき納付金を納めていないので、おまゐのところがだめだといふ事務的に処理が

おくれおる山が相当多いと思ひます。こういう

山が一体どの程度あるのかということです。

それから先日私は、私は身売りをしますという申し出ておいて、やめたといつて撤回をしておるのが三百万トンちょっとあることを指摘をしました。こういうように、やはり納付金を納め得ないからもうしばらく待とうというのが出てくるわけですね。この前その内容を具体的にひとつ調べてくれということをお尋ねをしておいたのですが、それがそのままになっておると思うので、そういうものの関係をもう少し明らかにしてもらいたいと思います。

○井上政府委員 先ほどの答弁に関連いたすわけでございますが、納付金の納付状況は大手は大体問題はない、中小炭鉱のうち半分ぐらいはまず問題ない、あとの半分が苦しいという話を申し上げましたのですが、苦しいけれども全部が納めていないわけではございませんで、ただ中に納付金を納めていない企業があるということです。中井先生の御質問の中で中小炭鉱の五割程度納めていないとおっしゃいましたが、私の答え方がまずかったわけではございません。そんなに納付状況が悪いわけではございません。ございませぬけれども、相当苦しい状態になってきているということをお聞き上げました。そういうことで御了解いただきたいと思ひます。

○滝井委員 あとでその納付金の大小、中小の納付状況をひとつお知らせ願ひたいと思ひます。いまのあなたの答弁を割引きしてみても、おそらく中小は七、八〇％くらいじゃないかと思ひます。百はよくて、百は苦しいというのだから。苦しかったらいまはなかなか金は納め得ません。私はどうしてその質問をするかという、さういふ局長が御指摘になったように、今度二十円を三十円に上げるわけですから、二十円を納め得なかったものは三十円になったらなお苦しくなつて、その比率は増加をするわけです。しかも合理化を促進して山がだんだんつぶれていくというのは、これは農業でいえば零細農、石炭山でいえば中小の山なんです。ところが、身売りをしなければならぬけれども納付金を納めていないからだめだ、こういう歯どめがかかっているわけですね。だから、そこに自己矛盾が出てきているわけですね。その自己矛盾を解決していくためにはこの事態を明らかにして、その上でやはりそこに政治的な対策というものをわれわれとしては考えなければならぬ。そこをもう少し明らかにしてもらいたいと思ひます。

○井上政府委員 納付金の納付状況につきまして先ほど言ったような状況でございますが、納付金を納めない企業がある。これはいろいろ実態を調べてみますと、経理上の関係で納め得ないという人も中にはあると思ひますけれども、私は大多数の方が納め得ると思ひます。これはやはりモラルの問題があるのではないか、これは相当激しい言い方かもしれませんが、そういう実例をいざ閉山にあつて、いろいろ陳情を労使から受けるわけではございますが、その場合にそういう感じを深くするケースが相当ございしますので、したがって単に経理上どうしても納められないから納めなさいというだけではだめというふうに認識いたしております。

○滝井委員 まあモラルの問題はともかくとして、現実としてそういう実態があつて身売りの順当にいかない隘路を形成しておることは事実ですから、もう少しそれは実態を見てもう一べん議論をさせていただきたいと思ひます。零時二十分までです。事業団の問題点だけ先に申し上げたいと思ひます。それからこの交付金制度、新方式ができてから鉱害の処理状況というものは一体順当に進んでおるのかどうか、いままでよりかだんだん鉱害の処理が困難になっておるのではないか、この判断だけをまず簡単に説明願ひたいと思ひます。

○井上政府委員 お答えいたします。御指摘のように新方式と旧方式では私は新方式のほうがスムーズにいきやすいというふうに考えております。なせ旧方式を、買取制度を新方式にかえたか

と申しますと、これは滝井先生よく御承知のことでございますが、旧方式によりまして、鉱業権を事業団が買うわけでございます。したがっていま事業団が鉱業権者になるということでありまして、そのために合理化事業団としては鉱害処理についての、鉱害の額あるいは処理の状況というふうなことに、つて見きわめをつけてから買取したという気分になるわけでございます。そのために旧方式時代は閉山の関係の鉱害被害者の方々に御迷惑をかけた事例が多々あつたのでござい

ますが、そういう事例を考えたので新方式制度に改めたわけでございます。新方式は御承知のように、交付金の交付でございますから、鉱業権を抹消してくれさえすれば交付金を交付するということでございまして、事業団は鉱業権者にならぬわけでございます。先ほど申しましたような旧方式時代の鉱害処理についてのちゅうちょはそれだけ減るわけではございますので、私は一般的傾向としては鉱山処理については前よりも改善されておると考えております。

○滝井委員 合理化事業団の立場からいって、いまのとおりだと思ひます。したがって合理化事業団がそれだけ責任をのがれてやらないので、鉱業権者はなおのけるわけですね。したがって、みんな責任をのがれて、責任は一体どこにきたか、しわはどこにおいかぶさつてきたかということ、農民とか中小企業とかいう被害者におぶさつてきたわけですね。こういう実態になってきたわけですね。だから最終的に鉱害の処理というものはなかなか終わらないという形が出てきておるわけですね。事業団ベースでは終わつてしまふ。それは整理促進交付金の範囲内で責任をのがれておるのですから、それで終わった。しかししたんばの中に行つてみると、あるいは傾いた家の中に入つてみると鉱害は済んでいない、こういう形が一つ出てきたわけですね。そこで私がいまひとつ注意をしたいのは、今度の法律の改正でもう一つ問題が出てきたのです。それは非常にいいことだったんだけど、鉱業権者の負担分をすつと軽くしてやつたわけですね。

鉱業権者は約三割程度軽くしました。軽くしたから、軽くした分だけ自分の責任はなくなつたという、こういう考え方がつたわけですね。そこでわれわれの賠償責任というものは、いままでよりも三割軽くしただけの金を払えば、それでわれわれは一切の責任をのがれたんだという形で出てきたわけですね。このことは非常に重大なポイントだと私は思ふんです。いつか私は鉱業法の審議のときにこういう質問をしたのです。一体鉱業権者の責任というのは、復旧費を全部出してしまつたら鉱業権者の責任はのがれるのですか、それとも鉱業権者は、鉱業権者負担分というものが法律的にある、その負担分だけの金を出したら鉱業権者の責任はのがれるのですか、どっちですかと言つたら、あなたの先華は何と答えたかという、鉱業権者の責任は復旧費に近うございましてと言つたから、それならば負担金の関係は一体どうなるのだ、いや鉱業権者の責任は負担金にも近うござい

ます、それでは、復旧費にも近い負担金にも近いというならばどういふものか、いやいや、それはとにかくどちらにも近いものが鉱業権者の責任でございまして、こういうことで終わつてゐるのでございまして、それだから私はそれは納得しないと言つた。なぜならば、予定賠償というものがあつたわけですね。そうすると、ずっと昔に予定賠償をやつたところからその賠償が著しく高いとか低いというときには増減することができるとなつてゐるわけですね。そもそも鉱業権者の責任というものの範囲が明確でなければ、予定賠償というものが行ない得ないわけですね。鉱業法に予定賠償というものがあつたわけですから、そういう点が明らかでなければ、今度の法律の改正で鉱業権者の負担分はますます軽くなつてしまつた。そこで鉱業権者は交付金をもらえば全部打ち切りでやればよい。そうすると鉱業権者の負担責任は非常に軽くなつて、いわゆる鉱業権者負担分で解決してしまふというところになる。こういうことはいままでだらに行なわれておつたのです。おれは金がない、だから君の家は傾いておるけれども、鉱業権者の

負担分は百円だけ君にやればいいのだ、家は三百円なければ復旧できないけれども、三分の一の百円でおれの負担分はこれで終わりで、これが百円が七十円とか六十円とかに今度下がるのですから、それだけやれば終わりで、こういう形になってしまふわけです。そうしますと、哀れなのは祖先伝来の美田、家を荒廃に帰せられた人々です。合理化事業団は責任をのべた、鉱業権者の負担は軽くなったということになると、残るのは、この被害者は金をどこから取るかというところもないです。これがいまの悩みです。その鉱業権者の負担が軽くなったものを一体どこが払ったかという、国と県が払ったでしょう。県の負担がふえたんです。県はそんなもの出せません。それをやっている県は被害者です。被害者によって金を払わせた。それができない分は、全部県が金を出せなければ、予算の関係で先に延ばせば延ばすほど、みんな農民や中小企業者が、祖先伝来の美田を荒らされ、家を荒らされて苦しむだけです。こういう形になってきたんです。そこでもう少しこれはしりぬぐいをはっきりしてもらわなければいかぬ。鉱害の最終責任というのは一体だれが持つのか、これは無資力になれば国が持ちますと言いますけれども、無資力と有資力とは格段の差がある。これを少なくとも無資力と同じように無資力をあげて国が責任を持つというなら、これは一つの方法でしょう。そこでこれは三十七年にわれわれは反対したのだが、石炭鉱業の合理化法を改正して、合理化事業団に連帯責任がないという形にしたところに問題があるわけです。だからこれはもう一べん合理化事業団に連帯責任がある形にしなければいけない。そうして有資力と同じ形にして国がやる。それがためには、合理化事業団にはもっと国が潤沢に金を入れる方法を講じなければできないですよ。私はこの前こういう主張をしたのです。たとえば私のところにたぎりというところがある。この農地を復旧しなければならぬ。ところが五つも六つも炭鉱があったけれども、全部つぶれて炭鉱はどこにもない。

あそこには無資力のものがある。無資力のものをそれならば有資力のものが出てきて全部その復旧をやるかという、絶対に金をやることはない。これはみんな逃げてしまふ。だれもない。あるものは再び湿田化したたんばがあるだけです。鉱害の復旧をしたそのたんばが湿田化したのですから、このたんばを上げるとすればばく大な金がかかる。たんばを上げ、家を上げなければならぬ。ここまでは無資力で何とかやりますけれども、しかしそれならば農道とか公共の建物とか道路というものがあつて、市町村道というものがあつて、これをだれがやるか。これは市町村がやらなければならぬことになる。そうすると一尺も二尺も、一メートルも二メートルもたんばを上げる場合に、この公共の建物なり公共の道路を今度は上げるときに、市町村が自分の持ち分を出して、国の持ち分と合わせて上げるということになると、市町村がばく大な何億という負担をしなければならぬことになる。とてもそれはできない。できないから、市町村がやらなければ道路が通れなくなってしまう。こういう場合に、合理化事業団が全部買上げておるのですから、その中には旧方式のものとな新方式のものとまじつておる。合理化事業団には連帯責任があるからその分の金を出さないと云つても、出す金がない。こういう複雑な問題が至るところに起こつてきておるわけです。過渡的な段階だから旧方式と新方式、あるいは有資力と無資力が交錯しておるわけです。しかも法律は絶えず変わつており、全部が過渡的な段階ですよ。そういうときにこういう紛争を解決するのに、合理化事業団が無手勝流でやつても解決はできない。そこでこういう紛争の調整をする金、不時の金を合理化事業団の予算の中に組んでおかなければならぬのに、何もないので。中央の合理化事業団にもお百度を踏み、福岡の合理化事業団にもお百度を踏み、全部だめです。話を延ばすばかりです。それが終わつても、あとに浅所陥没とか幾らでも問題が起こつてきます。起こつてまいりましたも、合理化事業団には解決する金がないの

で、すらすらいかない。もとの鉱業権者に言つてくれ、もとの鉱業権者がどうしてもだめだと言つたらそのときに何とかいたしましよ、こういうことなんです。が、なかなかもとの鉱業権者は、おれは知らないから事業団に行けというやうなことは言わない。そんなことを言うたら、今度は被害者が事業団に押しかける。そうして事業団から金をとると、事業団はもとの鉱業権者に求償権を發動してとるものですから裁判になる、こういう形になる。これは何らかの形でどこかで紛争を解決しなければいけない。下の炭を掘つたことは明らかなんです。それをいつまでも解決せずに、被害者に長い間苦難の道を歩かせるというこ

だといふんです。だから、せめてうちのとうちゃんはお虫けらになつて死んでもらいたかつたと言つておるんですよ。虫けら以下だといふわけですよ。そういう形にしておいて、鉱業権者がおのほぼんとせたくをするというところは許されたいと思ひます。あるいは、どこかの観光事業をやるといふことは許されたいと思ひます。その観光事業をやつておる金をまず全部出ささないよ。石炭産業で粒々辛苦して蓄積した資本を、そういうところに投資してしまつておるでしょう。日本の資本主義はそうでしょう。筑豊炭田や北海道から積み上げたものでこのけんらんたる日本の資本主義ができておるのですから、それをもとの筑豊の美田に戻すためには、当然、石炭産業から取り上げることができなければ、やはり国がその分だけの責任を持つてもらわなければいけないと思ひます。そういう意味で連帯責任を明らかにして、有資力と無資力の差をなくする、こういう法律上の措置を今度は絶対ともたらわなければいかぬ。これはもう最後なんです。店じまいになるのだからね。だからそういう点について、いまある述べましたけれども、鉱害処理状況は合理化事業団にとつては非常に円滑にいつておるけれども、末端にいつたらそれは停滞しておるということ。だから、この停滞を打破する道を今度のこの法律の改正で考えてもらわなければいかぬ。これはひとつ局長、あなたの見解をまず簡単に述べておいていただきたいと思います。

○井上政府委員　ただいま滝井先生からすると鉱害の理論をお聞かせいただいたわけでございますが、鉱害の問題につきましては、いろいろ複雑な問題があることは御承知のとおりでございます。ただ、新方式と旧方式の問題につきましては、やはりまた、滝井先生は旧方式のほうがよいという御意見をお出しになったわけでございますが、その点につきましては、これはよく今後検討させていただきます。ただかなければならぬわけでございまして、私の私見を申し上げます、旧方式にいたしますと、かつて見られたように、二年たつても三年たつ

ても閉山山に対して交付金が出ないというよう
な事態になることを私もおそれております。こ
れは思いつてやればよいじゃないかとおっしゃ
いますけれども、やはり国の機関が処理をいたし
ますときに、所定の資金を支出いたした場合は
は、鉾金の支出が一体どの程度かというような点
を詳細に調べるというようなことも必要でござい
ましよう。ところが、御承知のように、鉾金につ
きましては、そう一見してすぐわかる性質ではご
ざいません。関係者もございます。いろいろな関係
もございます。そういう事情がありますから、こ
れはやはり一つそういった面での問題が、今度
は別の面で大なる障害が起るのではないかと
いうことを感じております。

それからもう一つ、御指摘の、今度国の補助率
を引き上げた。補助率の引き上げにつきましては
は、金額的には国が圧倒的に多いわけではござ
います。従来の慣例に従いまして、県におきまし
てもやはり一定の割合に応じて、国の引き上げに
応じて引き上げていただくというに相なるわけ
でございまして、この額は国とは比較にならぬ
くらい小さいわけではございますが、しかし県につ
いても負担をおかけすることに相なるわけでは
ございませぬ。そういった補助率の引き上げを通じ
まして、鉾業者の負担は減少する。鉾業者の負担
が減少すれば、鉾業者はそれだけ鉾害復旧をし
ないという断定を滝井先生はしておられるわけ
でございまして、滝井先生は多年にわたって鉾害問
題につきましましては御苦労されておられますので、
またそういういたケースも私ども以上にお詳しいわ
けでございまして、それに対しておことばを返
すつもりは毛頭ございませぬ。毛頭ございませぬ
が、しかし私どもの国の意図をいたしましては、
鉾業者に対しては補助率を引き上げるとい
うことは、単に鉾業者の負担を軽減して経理関係
を改善させるというだけの意図ではございませ
ぬ。そうではなくて、むしろ現在鉾害復旧が促進
しない根本的な原因は、御承知のように、鉾害処
理については三者協議方式をとっております。し

たがいます。被害者がこれだけ復旧してもら
いたいといつても、鉾業者が納得しなければで
きません。鉾業者がこれだけやろうといつて
も、被害者側と合意に達しなければそれは実施で
きないというような仕組みになっておられますの
で、私どもむしろ今回補助率の引き上げをいたし
ましたのは、鉾業者が積極的に鉾害復旧をする
ようになつたという行政指導を伴ひまして、そう
いうふうになつたという意図から補助率の引き
上げをいたしておるわけではございまして、滝井先
生御指摘のように、補助率は引き上げたけれども
引き上げた分だけやらなければいけないことにな
れば、今回の予算措置は政策に大きな支障を来た
し、政策としては相反する結果になるわけでは
ございませぬ。私どもは、そういうことにならない
ように、徹重に鉾業者を指導してまいりたい。
負担が減つただけ復旧を多くする、それから迅速
にするというところにねらいを置いております。こ
うふうな考えでおります。

○滝井委員 鉾害の問題は、いずれ、臨鉾法の改
正が出ておりますから、そこで詳しく論議しま
すが、一点だけちょっと聞いておきたいのは、そ
うすると、あなたは、私がちょっと指摘したのだ
が、あなたの前任者は、なかなか鉾業者の鉾害
賠償責任の範囲については不明確だったのだ。
これは復旧費というものが鉾業者の責任になる
のですか、それとも、今度大幅に国庫補助が増
加をして、鉾業者の負担は非常に軽くなるわけ
ですが、その軽くなったものだけ金を出せばそれ
で終わることになるのですか、どっちですか。

○井上政府委員 やはり何と申しまして、鉾害
賠償の責任は鉾業者にございませぬ。これには間
違いないわけではございませぬ。ただ、御承知のよう
に、鉾害賠償につきましましては、有資力者、無資力
者というような範疇がございまして、無資力とい
つては、国が責任を持つて復旧しようとい
う制度になつておるわけではございませぬが、鉾業
者が資力があるという場合には、もちろん復旧事

業を通じ復旧計画にのせてやる場合も多か
うと思ひますが、復旧事業団にのせない場合に
は、鉾業者が責任を持つて被害者と話し合
つて、金銭賠償その他の措置で善処する。いづれに
しましても、鉾害賠償の基本的な責任関係はま
ず鉾業者にあるというふうな考えでございませ
ぬ。それで、補助率の問題が出ましたが、補助率
を引き上げられまして鉾業者の負担は軽くなつて
も、やはり負担が軽くなればなるだけ、残存鉾害
の処理をする資力、能力ができるわけではござい
ませぬ。進んで鉾害処理を、何といひますか、従
来以上にやつていく努力をしなければいかぬとい
うふうな考えでございませぬ。

○滝井委員 そういう抽象論はわかるのです。鉾
業者の責任の範囲というものは、復旧費が責任
の限界ですか、それとも負担金だけでいいで
すか、こういうことを言っているのです。御存じの
とおり、新方式では、債権者が三割とつて、未払
い資金、退職金等の労働者の取り分が二割あつた
ら、あとの五割が鉾害の復旧費です、こうなつて
おる。そこで、私はそれ以上金を持ちません、そ
れだけ出したらといつて逃げたら、それでいかに
もしたくないわけではございませぬ。それで、一億
だつたら五千万円出せばそれで終ります。たま
たまばくがここで主張して、佐藤さんが通産大臣
のときに、債権者には、鉾害が非常に多いときに
は、出さなくてもいいのだと言ひました。だから
、それは一億円だとすれば、三千万円がこつち
に回る可能性もあるというわけではございませぬ。
鉾害が一億も二億もあつたというときには、そん
なもので足りやしない。そうするときに、ぎりぎり
の八千万円の限度で泣き寝入りしなければならぬ
ということになるわけではございませぬ。あとは取
らうといつたって取れないわけではございませぬ。
たつて取れないわけではございませぬ。こつちの
なあきらめておるわけではございませぬ。それで
、みなんな判をついてやつておるわけではござ
いませぬ。判をついてやらなかつた、おま
えたち判をつかなければならぬぞと言ひられる
おそれがあるのです。苦しむのはだれが苦しむ

といふ、自分です。家は傾き、雨は漏る、田は
植えられなくて、小さな田を何段階にも田を切
つてなければ、でこばこのあるたんばには水が渡
らないのです。田植えで苦しむのは自分自身だ
。だからこれは、いつまでも金を置いておつた
で、利子がつくわけじゃないし、もたなければ
損だといつて、一人が二百万円もたらなければ
ならぬものを五千万円、せいぜい百万くらいで泣
き寝入りしてしまふ、こういうことです。そこで、
鉾業者の責任というものがはつきりしないので
、そういうときの論争だつて、一体復旧費でも
らうべきか、それとも鉾業者が家屋の復旧なり
農地の復旧なりやるときは負担金でもらうべきか
ということが、いつも議論になるわけではござ
いませぬ。鉾業者は負担金しか出さぬでござい
ます。それが負担金であつて、国はそのくらい出
すといひたいんだから、こつちで逃げたいんだ
ともしがたいのです。だから定説がない。力関係
にまかしておるというわけではございませぬ。
国が話し合つて、復旧費だつたら復旧費とおき
めくたさいよ。復旧費としますれば、われわれは復
旧費をもらつたら下がりますよ。公のものに見積
もらせて、この家の復旧は二百万円か、それが
出でこないんですよ。だから見地で混乱して
いるんですよ。だから今度最後だから、きよう
は答弁ができなければ、あなたのほうに私は政府
の統一見解を求めますよ。そうして統一見解を
出して、それを石炭協会等に通知してもらつて
、これでいくんだというにしてみたいと思ひま
す。いへんです。いまのあなたのことを聞くと、基
本的には鉾業者が責任があるということにな
れば、それをそつくりそのまゝ解釈しますと、それ
ならば国の負担分もほんとうは鉾業者が持たな
ければならぬのだ、だけれども便宜の、政策的に
国が持つてやつておるだけだから、一切の責任は
鉾業者にあるんだ、それならそれで、そういう
ことを言つてくれてもいいですよ。そうすると、
復旧費をもらえばいいことになるのですからね。

そういう答弁をしなくて、あいまいもこたる答弁でこれはいままでもみな逃げてきているんです。そこでこれは佐藤総理が来たら追及しますから、統一見解をひとつ研究して、はっきりした責任の範囲を出してください。無過失賠償責任論とかなんとかいうような、わけのわからぬような、しろうとのわからぬようなものを出してきたってだめです。復旧費なら復旧費、負担なら負担、どっちでもいいです。国の補助金等を除いた負担金分だけであるというなら、それでもいいです。そうすればそれから先は、鉱業権者を攻めぬで、われわれは国を攻めていけばいいんだから、どこかわれわれが攻める目標を与えてくれないと、どこを攻めればいいのかわからぬようなことでは困るのです。事業団に行ったら事業団は逃げる。鉱業権者も逃げる、国も逃げるというようなことでは哀れなものです。そこら辺を明らかにしてもらいたい。これは統一見解を要求しておきます。

それでこれで終わりますが、確定をした鉱害については、合理化事業団は、山を買上げた場合には積み立て金を留保します。それから未発生分あるいは不安定の分については、どのくらい取っているかわからぬからめこの算で保証金を取りますね。この積み立て金の額が一体幾らで、保証金の額が一体幾らになっておるか、これはいまわからなければ資料と一緒に出してもらって、わかれば説明してもらいたいと思います。

○井上政府委員 お答えいたします。

最初に、鉱害の責任はどこにあるかという御質問に関連をいたしまして、復旧費の範囲内か、それとも国等の補助金を除いた鉱業権者の負担分が明確でないという御質問がありました。これにつきましては私も、抽象論とおっしゃるかもしれませんけれども、あくまでも鉱害の責任は鉱業権者にある。ただそれがなぜ、滝井先生が先ほど来おっしゃいますような実態になっているのかといえますと、これははなはだ私どもから見ますと遺憾な事態でもあるわけですが、私はその根本的な原因は、やはり炭鉱企業の経営の苦し

さ、ここにあると思います。本来ならば炭鉱企業が鉱害を起こせば、当然復旧費の責めに任じなければいけぬわけですが、ただ国等におきましてもやはり復旧費の公共的性格、こういう面からもちろん補助はいたしておりますけれども、しかしそれはあくまでも補助でありまして、やはり責任は鉱業権者にある、これがやはり誠実に復旧費を出していかなければならぬ、あるいは賠償していかねばいけぬというところであることは変わりはないというふうに考えております。遺憾ながら近年炭鉱の経営が非常に悪化しているために、被害者の方々に御迷惑をかけているということであるというふうに考えております。ですから復旧費が負担分かつおっしゃいますけれども、それは復旧費を出せばそれで責めをまぬがれましようし、あるいは負担分につきましても、これは当然被害者と合意の上の負担分でしょうから、合意の上の負担分を納めればそれで免責はされましよう。しかしながら、それだけではおそれる滝井先生は御納得されないういふふうには被害者の泣き寝入りだ、こういうふうにはおっしゃるだろうと思っております。やはり被害者を泣き寝入りさせないためには、鉱業権者に賠償の責任を感じさせ、かつそれを誠実に履行できるだけの企業経営にまともなゆとりを持たせるという施策が必要ではないかというふうに考えております。

それから第二点の、確定鉱害につきましては積み立て金、未発生分の保証金という御質問がありました。これにつきましては、その金額等につきましては資料で御報告申し上げたいというふうに考えております。

○滝井委員

いまの負担分が片づけようというときは、それは被害者と合意の上というけれども、形式的には合意の形になっておられるけれども、これはあなたも御指摘になったように、無理に追い込まれて泣き寝入りの合意なんです。もうこれしか金がないんだ、おまがここで判を押さなければ一文ももらえぬぞ、こういう形のものなんです。

よ。だから、しかたがないことなんだ。隣は有實力、隣は無實力という形では話にならぬわけですよ。だからこれは佐藤総理に来てもらったらもう少し詰めていきまされども、やはりこういう点については、たとえば復旧費なら復旧費で責任を免れるなら免れるでいいですけども、そこらあたりはもう少しはっきりしてもらわねと、いまの段階でいまのようなあいまいな形では処置しないですよ。片づかない問題です。政府の統一見解がはっきりすれば、それでみな押していけるわけです。だからもう少しそこらあたりをはっきりしてもらえば、足らぬ分は今度はいま言ったように、合理化事業団の経理の中から出すなら出すというような問題が出てくるわけです。私はいづれまたあとで具体的に鉱害の問題を詳細にやりますけれども、とりあえずきょうは石炭鉱業合理化法の運営をやる上の、いわば心棒の身がどういうぐあいに動くかの問題点については、なお資料をもう一回出してもらったら、その上で大蔵大臣等に来てもらって、佐藤総理の見解等も聞かしてもらいたいと思います。

なお合理化法、その他電力用炭代金精算株式会社法等も全然やっていますから、さらに質問を続けさせてもらいます。きょうはとりあえずこれで終わります。

○加藤委員長

午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時三十九分休憩
午後一時四十一分再開
石炭対策に関する件について調査を進めます。
北炭夕張炭鉱の爆発事故に関する問題と石炭鉱山の保安問題について質疑に入るのであります。この際、北炭夕張炭鉱の事務所の火災について政府の説明を求めます。川原鉱山保安局長。

○川原政府委員 午前中の会議におきまして岡田先生よりお尋ねのございました夕張炭鉱所の火災につきまして、とりあえず現地と連絡をいたしましたところを御報告いたします。

発生日時は昭和四十年三月九日、十九時二十分ごろ。状況は、夕張炭鉱所は一部二階建ての木造建築でございまして、いま申し上げました七時二十分ごろ、物置き小屋から出火いたしました。北星炭業、これは夕張炭鉱所の第二会社でありまして、未亡人対策等の事業を行なっておる会社でございますが、これが隣接いたしております。この北星炭業と食堂の一部を残しまして、二千四百八十平方メートルを焼失いたしましたという報告であります。原因につきましては、目下道警本部で調査中でございます。

また鉱業所の関係書類は、大半は出火と同時に持ち出しておるといふ報告を受けております。なお今回の災害に関しましての証拠物件として札幌鉱山保安監督局で領置しております物件につきましては、これは鉱業所以外の別の場所に保管いたしておいでしますので、全然焼失をしております。したがって捜査、原因究明につきましては支障はないものと思っております。

○加藤委員長 続いて石炭鉱山の保安問題について、参考人として、北海道大学教授の磯部俊郎君、早稲田大学教授の中野実君及び九州大学名誉教授の山田禮君に出席をいただいております。この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多用にもかかわらず、遠路わざわざ本委員会に御出席を賜わり、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。御承知のごとく、石炭鉱山における保安の問題は、事、人命にかかわるきわめて重大な問題でございますので、参考人各位におかれましては、学識経験者として専門的な立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。

参考人各位には最初一人十分程度それぞれ御意見を述べたいと存じます。それでは、山田参考人からお願いいたします。

○山田参考人 一昨年は三池の大爆発、それから先ごろは北海道の夕張の大きい爆発が起きまして、こういう問題が起きるたびに、石炭鉱業の合理化の進展だけを取り上げたために保安問題がいかに重要なものではないかといったような御意見が方々から出るのでございます。これは一応考えられることでございますけれども、最近の五年間の保安実績を、私は福岡におりますので九州のことだけしか申し上げられないのですが、見てみますと、必ずしもそういう結果が出ておりませんで、昨年などは死者におきましてはおそらく最

たようなことは統計上からは出ておりませんが、その点はちょっと申し上げておきたいと思ひます。

○加藤委員長 それでは次に中野参考人をお願いいたします。

○中野参考人 中野でございます。ときどきお目にかかっております。私はいまの山田先生からのお話と角度を変えまして、石炭調査団に關係した保安の關係をちょっと申し上げたいと思ひます。炭鉱の保安は、御承知のように非常に大切であるということになっておりますが、現実に災害が起こっている。いろいろ問題があるわけでござい

ます。第一次石炭鉱業調査団の答申をつくりまします。私も、私は保安のほうでもちょっと關係したわけでございまして、はつきりとした対策があるそこではうたわれていまして、調査団の原稿ができてきまして一日か二日前に、私は保安の事項のところに、頻発災害があるからそれをひとつやっつけてくれなければ困るということを書を入れておきました。その程度でござい

そんな關係で、三池災害が起こったたりしまして、昨年私は、いまここに保安局長がおりますが、保安局長からの話もございまして、海外石炭鉱業保安状況調査団をつくり、不肖私が団長になつて、ヨーロッパ關係の炭鉱を見てまいりました。そのとき感じましたことを、あるいはお手元にその当時すでに配られていのかどうか私よくわかりませんが、こういうような冊子にして、向こうの保安状況から日本のほうをながめたときの感想を書いておきました。昨年四月末に帰つてまいりまして、これを八月中旬に通産大臣に答申したわけでござい

裕がなければ私は参加したくないというようなことを、井上石炭局長に話したのであります。その結果かどうか知りませんが、保安問題もいろいろ取り上げるし、あるいは特別に技術班をつくつて坑内關係をよく見ていただくことにするから参加してくれ、こういうようなことで参加したわけでございます。おかげで調査の過程におきましては、本団のほかに十二ぐらい炭鉱を見て、いささかたがひれたわけでござい

ない、横ばいの状態にあるというような結論が一生生まれるわけでござい

入つていない鉱員を使うことになりまして、組合には保安思想といったようなものも欠けておる面もありまして、労働者が少ないために、炭鉱は不景気だからどうしても出炭をしたい、出炭をするためにには払いの人間が足りないから掘進をそのほうへ回すということ、各炭鉱でひとしく経験されておることじゃないかと思ひますので、そういう一面では保安のほうは感心できない一つの要因をつくることになるのではないかと考えております。しかし概略的に申し上げますと、合理化が進んだために保安がいかにされておるとい

たまたま、第二次石炭調査団が出る。そこで参加しないかということもござい

○磯部参考人 磯部でございます。いま山田先生、中野先生が申し上げたことと私が申し上げることとは、多少見方と申しますか、角度が違つた、別な、むしろ具體的の面からちょっとお話をしたいと思ひます。

それから災害の種類でござい

結局長として、ふえもしないし、減りもし

結局長として、ふえもしないし、減りもし

結局長として、ふえもしないし、減りもし

結局長として、ふえもしないし、減りもし

ありますから、一般炭のほうは塊炭をとらなければならぬというような市場性から申しますと、一般炭のほうが高くなる傾向があるか、原料炭のほうがむしろ安い、そういうような意見を述べたくらいであります。原料炭の炭鉱というものが一般炭炭鉱に比べて能率が低いということも事実でございます。その辺は三池であるという安心感というのとは違ひまして、私は原料炭であるという安心感というふうなことを読みかえたいような気もいたしております。

それから合理化のスタートおくれということでございますが、それは、こればかりであるかどうかは別といたしまして、確かに御指摘の面があると思われまゝ。それから増配、復配に至りましては、これは私お答え申し上げることができませんので、この辺でかんばん願ひたいと思ひます。

○滝井委員 一般論として、原料炭がガスの発生量が多くて、しかも原料炭が炭じんが多いということになりますと、私三池は一般炭だと思ひ込んでおつたものですからあつたと思ひたけれども、いまの先生の見解で三池も原料炭だということになると、そういう点でも共通点があるわけでございますが、原料炭と一般炭との保安上の取り扱いを同じにしておいていいかどうかという問題があるのじゃないか。原料炭が一般炭より炭じんが多く出で、しかもガスの発生が多いとすれば、保安法上やっぱりそこに区別をした取り締まりをやる必要があるのではないかと。いまこれは区別が行なわれていないわけでしょう。そこらの見解をひとつ伺ひたいと思ひます。

○中野参考人 いまのお話は非常に弱点ではあります。微妙な点をおつぎになつておるのですけれども、私、法律規則はタッチはしてありますけれども、実はあまり詳しくはないのです。これは違つた角度から規制しております。というのは、炭じんの発生量とガスの発生量ということで規制しておりますので、この規制のほうはむしろ事実上即ちおつて、一般炭、原料炭で規制するのはむしろいいのじゃないかという感じがします。

まして、いまの法規はおおむね妥当であるというふうな考へております。

○滝井委員 確かに炭じんの発生量とガスの発生量を一律に規制するということは非常にいいことだと思ふのですが、さいせん先生もいじくも御指摘になつたように、三井系で安心をしておるという言い方をしたのですけれども、そうじゃなく、原料炭というものの市場性から見ても、原料炭のほうが非常に有利で安定度が高いということが、むしろ原料炭の山が出炭能率が悪くて、そういうことがむしろ安心の裏打ちになるというふうなニュアンスにも聞えたわけですから、そういうことですと、こちらにはあまり金を入れなくても、保安の設備をやらなくても、こういうところは政府はつづすはずもない。原料炭は相当足らないので、政府もいざというときには輸入もやらなければならぬ形に追い込まれておるのだから、つづすはずもない。ということであらゆる面から見ても条件が非常にいいものですから、保安その他もむしろないがしろにされる可能性があるんじゃないか、そういう気持ちになりやせぬかということなんです。そこで典型的な三池と北炭というふうな、こういう有数の、しかも市場性からいって安定をしておる山に起こつてくる可能性があると見方は成り立たないかどうか。

○山田参考人 ただいまのお話なんです、一般炭と原料炭の山を保安法では一本に監督しておるわけですね。その際に違ひますのは、ガスにつきましては甲、乙と指定するのであります。したがつて、甲と指定されますと、非常に厳重と申しますか、やかまし規則に従つて運営をしないことには保安法抵触という形にもつていかれますので、そうしておけば保安のほうでは差しつかえないような気がいたします。

それから、中野教授が十分お答えになつたので、申し上げることはないのですけれども、一般炭と原料炭とのガス、炭じんの問題ですけれども、これはふしぎに日本ではいい石炭ほどガスが多いという結果になつております。いい石炭とい

うのはカリリーが高い、それから原料炭で売り値が高い、こういうことになるのですが、ふしぎにそういういい石炭ほどガスも多く、炭じんも立つという傾向が多いようでございます。

それから三池ですが、三池の石炭というのは、私どもが研究をするときには百五十メッシュくらいの粉にするのですが、手で握つてみて、日本じゅうで一番手のよくなるのが三池の炭で、一番さらさらしておるのが沖の山の宇部の石炭です。原料炭はコークスになるのが必要なんですけれども、三池の炭は日本じゅうで一番よくふくれるのです。熱を加えるとふくれて、中に空気を含んで非常にポリュームが大きくなります。しかしコークスは非常にやわらかいものですから、非常にふくれるところを利用して、でぎ上がったコークスがたかくなる耐熱強度の強いやつとまぜて使うと、両方の特徴を生かすことができるというので、やはり原料炭と考へたほうがいいのではないかと思ひます。

それから一般炭と原料炭とを比べますと、原料炭のほうが高値段が高いものですから、同じ条件では、一般炭ではとても経済上採掘できないところでも、原料炭ならば掘れるというような場合がしばしば起り得ると思ひます。

○中野参考人 いま山田先生のおつたことを補足して説明させていただきますと、手取りもいし、あれだから、保安をあれていこうという見方もあるかもしれませんが、日本は特にそうだと思うのですけれども、原料炭山の自然条件、炭層の賦存条件というものが非常に悪い。三池あたりは偶然にも平均しておりますが、これも小さいながら膨らみがある。夕張、大夕張等の原料炭の山は非常に膨らみが多くなつたと同時に、それが分かれていこうというふうなことがございまして、採掘条件というものは必ずしもよくない場合もありまゝ。それでガス、炭じんのあることはおそろく現地の技術者はかつておるはずでございまして、保安も、ゆるみがあるのではなくて、普通の炭層よりも保安に気をつけておるというのが

実情だと思ひます。ただし、災害に結びつけて、災害を起こしたのはどういうわけかということになると、説明といたしましては、気をつけてはおるけれども、やはりぬかつておるわけであつた中のぬかりなんです。十分気をつけてはおるけれども、その中にぬかりがあつたのであつて、初めからぬかりがあつたというふうな解釈にはならないというふうな考へております。

○加藤委員長 細谷君。

○細谷委員 二、三質問したいのですけれども、まず磯部先生が今度の夕張炭鉱の爆発について、鉱山保安法なりあるいは石炭鉱山保安規則等を厳重に守つておれば、今度のような爆発は防げたのではないかと、前回の北炭の事故はある意味では不可抗力だ、今度の場合はやはり何らかの落ちがあつたのではないかと、いうことで、火源としては三つばかりの可能性をあげられておつたのですが、その後水没等をして精査されておらないけれども、この問題についてどういふふうにお考えになつておるか、まずお尋ねしたい。

○磯部参考人 いまの問題についてお答えいたします。

私、夕張炭鉱の爆発のあと、ここにはおられませんが、佐山部長のもとで調査団員として三日ほど夕張で調査を行なつたわけでありまゝ。その結論につきましては、現在まだ資料の全貌が整つておりませんので、結論はこうであるというのを申し上げることはできません。ただ、いまおつたように、規則を十分守つておれば未然に防げたものではなからうかというふうな中、その原因の一つ一つをおつちやつていただければ、はたしてその規則がそこに適用されるかどうかというところがわかるのでございませう。たとえばガス量が多かつた、それを規定のガス量以下に減らしてさへおれば爆発は起らなかつたのではなからうかということも、そのお考えの一つであるとすれば、それもそうでございます。

○細谷委員 私は新聞で拝見しただけで、先生の

談話として載っておるのに、こういうふうに着いてあるのです。一つは、コンベヤー、コールカッターなどの電線が何かのはずみで切れて発火し、ガスに引火した。それから第二は、ドリルなどの作業用具がさびていたために、作業員がドリルを落したり、ぶつけたはずみに火花が散ってガスに火が移った。第三は、ハッパをかける際、その操作がまずかったか、穴の掘り方が不適當であつたかしたため、ハッパがきかずに火葉が穴からふき出して引火した、この三つの可能性が考えられる。採炭現場のガスの充満度やハッパのかけ方、コールカッターなど電気製品の使い方については、鉱山保安法に基づく石炭鉱山保安規則で嚴重に規定されており、これを守っていれば爆発は起きないはず、三つのうちのどれかについて関係者に手ばかりがあつたのではないか、これが先生の談話として出ておるのですが、その後三日ばかり御調査なさつたそうでありますから、やはりこの新聞記事がそのとおりであるかどうかということをまずお尋ねいたします。

○磯部参考人 いまの御質問にお答えいたします。

夕張の爆発が起きましたときには、実は私かぜを引いて寝ておりまして、それで当日は学校を休んだわけでございます。夕方床の中に寝ておりましたところ、たぶん午後の八時ごろから新聞社それから放送局、そういうところからじゃんじゃん電話がかかってまいりました。その中である新聞社が、原因は何だということを私に聞いたわけでございます。私は状況判断もできないし、ただ聞いただけ、テレビで見ただけだから、原因は何だかわからないという話をしたわけでございます。そうしたら、一般的に爆発というものはどういう場合に起こるのだという質問を、その電話ですしたわけでございます。そのときに、そのほかに、その原因がございしますが、おもに考えられるものは、この三つである。しかし、これらのものは、いわゆる規則が非常に嚴重につくられているから、この規定を守ればある程度防げるものであるという

ことを申し上げただけで、それは一般論で、それを新聞がどう取り違えたか知りませんけれども、あたかも原因であるかのごとく書いたわけでございます。それはやはり新聞とかそういうのはニューズパリーニューというのをもとに考えるので、適当な解釈を下したのではないかと思ひます。私、それについては非常に異論があるのでございますが、そういうことが一回出てしまつたらもうこれはしかたがないので、適当なときに訂正する以外に方法はないということで、皆さんにお会ひしたときに聞かれた場合に、そうお答えしているわけでございます。以上でございます。

○細谷委員 一般論としてお述べになったことが、まさしく北炭夕張の原因としてそのまま書かれたというおことばでありますけれども、実はきょうは山田先生もいらっしゃっておるけれども、三池の爆発の際も鉱山保安監督局からさんざん指摘されておるわけです。今度の場合も、さんざんというほどじゃありませんけれども、十二日の日に指摘を受けて、十日後の二十二日に再度勸告を受けて、帰って間もなく爆発を起こしたこういう事態であって、私は端的に言いまして、最近の爆発というものについて、多くの場合、勸告をされたところが、ずばしそのものところまで起こっておるということが非常に多いので憂慮しておるわけなんです。

あとでまたお尋ねしたいのですけれども、科学研究ということを、特にガス爆発等について先生は必要性を述べられたわけなんで、私もそれを痛感しておるわけですが、その前に、現在の炭鉱爆発というのは、科学研究が先行どころか、あとのほうからついていっているから爆発が起こつておるのじゃなくて、現に科学研究で解明された問題、保安規則等に盛り込まれておるにかかわらず、そういう問題が——むしろ意識的じゃありませんけれども、無意識的に実行されておらないで、そのすき間から事故が起こっている、私はこう思つておるのです。北炭夕張の場合も、科学研究の問題じゃなくて、現実にはやはり現行法どおり

きちんとやっておらなかった、こういう点に問題があるのではないか、こう私は思っておるのです。ですから、ずばり言いますれば、私は、先生が訂正されたこの新聞記事の先生の談話のほうが正しいのじゃないか、こういう見方をしておるのです。その辺いかがですか。

○磯部参考人 答えいたします。

それについては、現段階で調査団の結論を申し上げるわけにはいかならないと思いますけれども、いま申し上げましたハッパの問題、これは調査団の調査した結果に基づきますと、全然ハッパをかけた事實はございません。ですから、その点は白でございます。それから切り羽において採掘は、全部ピックを使って採掘をしておりまして、それから切り羽面の運搬は、塩化ビニールのトラフを使って、石炭は自動的に滑走させる状態において運搬をしていったわけでございます。しかし塩化ビニールのトラフはかなりしめつていたということから帯電の心配はないということで、その電気的な火花、そういうものについても消えてしまった。それからハッパをかけておりませんので、ドリルはもちろん使っておりません。それから当時は鉄柱の一部を改修中でございますして、それからの火花ということはある程度は考えられるわけでございますけれども、その切り羽面において爆発を生じたという事実が消えてしまった、それでその面について白になる。ですから、原因は、その三つ以外にあるというふうに考えざるを得ない立場に立っております。その結論については、まだ私も、現在御入院されておる方々に対しても、お医者さんの聞き取りの許可が出ておりませんので、それが全部済み次第、再度会議を催してはつきりしたものを、そういうことになっております。すが、原因は別でございます。以上でございます。

○細谷委員　そうしますと、私は火源がこの三つであったか、それ以外であったかということも大切であろうけれども、爆発の条件が坑内に整っておったというところに問題がある、こう思っております。そこで、メタンガスがある程度ふえる

てくれば自然発火という問題になるわけなんです
が、先生の、特にこういうガス爆発、あるいは炭
じん爆発等についてのものと科学研究が先行すべ
きだ、技術研究が先行すべきだという点につい
て、特にこういう部分についての科学研究が足ら
ぬのだ、特にあげられるようなブランドという
か、方向といえますか、そういう点は、どうお考
えになっておるのですか。

○磯部参考人 答えいたします。

これは非常に奇想天外な方法かもしれないけれども、もしガスが見えたら、爆発はほとんどなくなる、こう思います。現にガス干渉計というようなもので干渉じまによってチャンパーの中に入っているガスは、ある程度見えるわけです。何らかの方法でガスが見えたら、ほとんど爆発はなくなる。そういうことに關して、われわれ探鉱屋だけで研究を進めていっても、それはほとんど不可能だ。やはり物理とか化学とかそういう方々の協力を得て、そういう大きな組織のもとに仕事を進めていけば、そういう夢も達成されるのでなからうか。それはただ現実目に見えるという意味ではなしに、もつともつと鋭敏な検知力を持つ検定器があらわれるのではないかというふうにも考えております。

それから落磐なんかも、ある程度天井の状態を、非常に微弱な電流を流してみ、あるいは音波を通してみるということで、その天井の脆弱の度合いというものを判定して、そして落磐危険地域というものをあらかじめ指定することができれば、この災害の大宗をなす落磐というものほとんど消え去ってしまうのではないか、そういうように考えております。

これは私、最近始めたことでございますが、力をかけたら、岩石も電気伝導度の変化が生ずるのではないかとというようなことで、ことしぐらいから実験を開始しておりますが、何せ非常に小さな実験室で、しかもごく少数の人でやっておりますので、いろいろな条件に支配される。しかも電気的な知識がわれわれだけでは不十分だという点も

ございまして、行きつ戻りつしている状況でございます。こういった基礎研究も、やはりある意味では強力に進めるべきじゃないだろうか、そう思っております。

○細谷委員 日本の炭鉱ばかりでなく、日本の産業面というものは、いろいろな面において基礎的な研究というものが欠けているというところは、周知の事実であります。これは先生のおっしゃる通りでありまして、そういう点で大いに科学研究をやっていただきたいと思っております。

山田先生にちょっとお尋ねしたいのです。

生産第一主義ということから災害がふえたという見方があるけれども、統計は必ずしもそういうふうにはなっておらぬのだということでございますが、これに関連しまして、先生のおことばの中に、臨時夫なりあるいは組夫の導入ということ、これはとりもなおさず保安教育なり、あるいは保安上の訓練が未熟な人であるということは間違いないことなんです。これは先生も確かに組夫なりが導入されたこと、あるいは払いが足らなくなつたので掘進から持っていく。したがって熟練工ではない。こういうことが最近の炭鉱災害の原因——これは落盤にしてもそうでしょう。なれておりまして、第六感ということではないのですが、これは落ちるぞと思うと、何時間後に落ちたり、翌日落ちたりというような例があるわけですから、わずかの音でも異状さを発見することもあるわけですから、この災害を撲滅するには先生のことがそのまゝ裏返してみますと、やはり組夫の導入とか、あるいは臨時工の導入というのが問題があるのだ、こういうふうには私は理解したけれども、この問題について、先生どういうふうな御方針なり対策をお持ちなのか、ちょっとお伺いしたい。

○山田参考人 ちようどそういった調べも九州ではできておりまして、大体三十六年、三十七年、三十八年、三十九年と調べておるのですけれども、三十六年について申しますと、常雇いのほうは死亡者が三百四十九名に對して、請負夫が二十九名、それから三十七年が常雇いが二百四十九名

對して請負夫が二十七、三十八年が常雇いの死亡者が五百九十三名、請負夫が六十二名、三十九年度は常雇いの死亡者が百六名、請負夫が四十四名、こういうふうになっておりまして、パーセンテージに直しますと、三十九年度が大体二七・七名というのが請負夫から出ております。これはいま細谷さんがおっしゃいましたように、常雇い夫に比べますと、経験なり、保安に対する感覚といひますか、そういうものが劣ることは間違いないと思ひます。だから、その場合は特に保安のほうに對して注意を払う指導者がついていくことが望ましいわけですね。

それから、立ちましたついでに申し上げますけれども、大体落盤事故が一番多いのであります。地球の引力が働いておりますから、坑内に入りまして上からいつ落ちるか知らぬ状態にあるわけですね。このほうは注意を重ねても、いまの限界では、思わざるところが落盤するということなことがやはりまだ取り残されております。これを完全に防ぐということは、私も考えまして、なかなかむずかしいのじゃないかという気がいたします。払いにおきまして、前は打柱といひまして、坑木を一本置くとか、あるいは荷合いワクといひまして、三本の坑木でワクをしてその中で掘つておつたのですが、これを鉄柱にかえまして、成績は非常にあがつたんですけれども、三、四年前いろいろ調べてみますと、今度は鉄柱カッペをやつておきながら、払いで相当の災害が出ましたので、九州ではこれはほうっておいてはいかぬのじゃないかというので、鉄柱カッペという研究委員会をつくりまして、本それからスライドをつくつて全国に回つてやつたことがございますが、そういうふうには落盤のほうはなかなかむずかしいのでございまして、これに比べますと、ガス爆発なつていうのははるかに案でございまして、ガスをためなければいけません、万一たまりましても火源を用ひ心すればいいというふうには、二段がまえ、三段がまえでやれますから、このほうは三十年ぐらゐり前

から私ども、完全に防げるんじゃないかというところを力説しておつたんですけれども、やはりわれわれが考へておる以上に微妙な穴がありまして、今回のことなども、保安監督局で注意をしたんですから——今回のことは私はよく知りませんけれども、おそらく山もガスを排除する方法をとつたと思ひます。だからそれがうまく行なわれておれば爆発は起きなかつたと思うのですが、やはり処置は講じたけれども、どこか爆発を防ぎ得なかつたことがあるんじゃないかというふうには考へます。

○細谷委員 いま先生から九州の災害状況のお話があったのですが、私は、その数字と全国的な通産省で調べました坑内死亡者の状況というものを比較して、いまもちよつと感じたのですが、どうもこういう傾向があるのではないかと私は思ふのです。北海道におきましてはむしろ、全国的に見ますと、常用夫に對する千人当たりの死亡率というものと臨時夫に對する千人当たりの死亡率というものが二倍以上になっております。三十九年度で常用夫ですと千人当たり二・五四、請負夫でありますと四・四八、臨時夫でありますと四・八〇、職員でありますと一・八五でございまして、突つ込みで二・九三になりますから、大体において常用夫の二倍の臨時夫なり請負夫の事故が起つております。請負夫では六十三名というものが三十九年度の死亡者の数でございます。そのうちの六十二名というものが九州のようでございます。そうしますと、北海道では、通産省の統計によりまして延べ百万人当たりの罹災率というものを調べてみますと、これは死亡者でありませんが、罹災率を見ますと、請負夫よりも臨時夫のほうが統計が上回つてゐるのです。全国的になりまして逆になるわけですね。どうも組夫が罹災しているのじゃないかというふうには、統計が示しているように思ふのです。九州と北海道で、九州のほうでは組夫、臨時夫の罹災が倍近くを占めてゐる。北海道においては逆に臨時夫のほうが請負夫よりも罹災率が高くなつて

いる。こういう勘定になつてゐるのです。これは臨時夫とそれから請負夫、組夫の構成の比率上の問題からも出てゐると思ふのです。こういうことの統計から、先生、九州にいらつちやつて九州の山をとことんまで研究されておるのです。が、何か組夫の問題についてお感じになることはございせんか。

○山田参考人 先ほどちよつと統計を申しましたが、簡単に申しますと、最近の五カ年間ににおきまして、常雇い夫は九州では災害率が減つておりますけれども、請負夫が二九名の増加となつております。それから豫備延べ百万人当たりの災害で見ますと、これは常雇いと組夫とに分かれてはおらぬのですけれども、大体大きい傾向を見ますと、大手はよくなつておるが、中小が悪くなつたという傾向。これを見ますと、北海道と九州とは、小山は九州のほうで圧倒的に多くて、しかも九州の小山はいい炭層は掘つてしまつて、だんだん掘り残しの条件の悪いところを掘つておるというふうな関係がありまして、したがつて災害率も多くなる傾向があるのではないかというふうには考へます。北海道と九州との差はそういうところじゃないかと思ひます。

○細谷委員 そこで、最後に先生にお尋ねしたいのです。ともかく、事實は組夫の事故が相当出ておる。死亡者も多いし、罹災者も多い。そのうちの何分の一かというものがガス爆発ということになるわけで、端的に言ひますと、五十人のうち一人か二人の未経験者がおつた、たまたまござつておつた。保安に對する訓練の不足な人、あるいは保安教育の徹底しない臨時夫なり組夫がおつた。そういう者が針の先のような原因から災害を起す可能性というのが、災害に関する限りあるわけですね。これが事故になる。そういう点で、組夫といふのが最近増加の著しい傾向、常用夫が減つて組夫がふえていく、それでいいならば、会社にとつては安い賃金で石炭が掘れるわけですから、一番いいわけですね。これが保安上の問題としては問題点があるのではないかと私は痛感しておるわ

けです。そういう点で、組夫は法で規制されておるのですが、そういうものが厳守されておらないというようなことは、気がするところじゃなくて、私もどもはつきりそういうふうになっておるのだ、こう思っておるのですが、この組夫対策について、先生どうお考えですか、もっと厳重な規制をすべきだと考えますが……。

○山田参考人 私に承知しておるところでは、臨時夫といいますが、組夫は私には使っておらないと思ひますが、私には使っておりますか、おきませんですか。(「事実には使っている」と呼ぶ者あり)使っているのですか。それはどうも私はなはだ不勉強で申しわけございませんが、私には使っておらないで、大体組夫というものは請負で掘進のほうには使っておるというふうには了解しておるのですが……。私には法律的には使えないということでおるそうですね。実際に使っておるということであれば、それは法律を守るようによつてもらわないと、人命に關係するのですから、そう思ひますよ。うかつにして私は私には使っておらぬというふうには了解しております、どうも済みません。

○加藤委員長 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 二、三点、私の確信していることを申し上げて、もしそれが先生方の専門的に勉強されておられる点と違つておたら、ひとつお教を願ひたい、こういう意味でお伺ひいたしたい。

私は、炭じんの爆発とガスの爆発は、それぞれの保安対策が完べきを期されておれば絶対に爆発しないという確信を持っておる一人です。その例をあげますと、たとえば三池にあの大災害がありました。ところが、卸の車道と卸の人道との間の通気口の目抜き目抜きに非常に炭じんがたまつておるというので、保安監督局から掃除をするようにというのを強く命令された。その後、何カ月か後に、三池のほうでは、掃除をいたしましたという報告書を保安局に出しております。ところが、爆発後保安局長に、掃除をいたしましたとい

う報告書に基づいて完全に掃除をしていたかどうかの再点検をしたかと聞いてみましたところが、その後参つておりません、見ておりません、こういうことを正直に私に話しておる。そうすると、三井三池のほうで完全に目抜きの炭じんを掃除をしておれば、次から次へと目抜きの炭じんが爆発をしてあれただけの大事件を起こす道理はなかったはずで、そうすると、その報告書に偽りがあつたと言わざるを得ないと思ひます。でありますから、これもやはり炭じん爆発というものの起こるべきことを保安監督局でも十分認めておる。それで注意をしたのに掃除を怠つておつた、やつていなかったというところに、あの炭じん爆発が起つたことは絶対間違いないことです。原因が何であるかというところは、これは私は知りません。おそらく学界のほうでもおわかりになつていら

なう、炭じんの出そうところ、あるいは現場なりに、散水をするとか、あるいは岩粉をものすく吹きつけておる。これは掃除をして、その危険性のあるところに散水をして岩粉を吹きつけておけば、マッチを持っていって火は絶対つかないのです。これは確信を持っております。それからいま一つの夕張のこの間の事件でございますが、あれも原因は皆さんでいろいろ御研究願うことでございますから、私から想像的なことを申すことは失礼かもしれせん。ただ言えることは、非常にガスが強くふいていた。それに対して、ガスを外に排出する通気が十分でなかった。それで、通気口が小さいので、これではいかぬというので会社側で通気口を大きくしておつたことは間違いない。ガスの噴出量に対してそれを外に吸い上げていくだけの通気が足らぬ。そこでこれは通気口を大きくしなければいかぬぞというところから通気口を大きくしておつたのであります。外に吸い上げていく通気の量のほうがガスの噴出量より弱かつた、それを完全に吸い上げていくだけの通気を送り得ていなかったということは、これ

はもう論議の余地は私はないと思ひます。噴出量がこのぐらいであるというパーセンテージを出しておりますが、ガスというものは一ぺん爆発すると、しばらくちよつと少なくなるのが常識でございます。ところが逆に非常に多くなつて自然発火しておるというので水をささざるを得なくなつたということが、その後新聞に出ておる。また、実行されておることだそうでございます。もういたしますと、これも原因はいろいろ私も想像すればし得るが申し上げません。少なくともガスの噴出量に対して、それを外に吸い上げていくだけの通気が十分でなかった。この対策を完全にやつていなかった。そこから何らかの原因で爆発をしたということも間違ひありませんが、これも完全にガスを吸い上げていくだけの通気を送り込んでおつたなら、そのガスの爆発は絶対防げたといふことは言えるわけでございます。でありますから、この二つの爆発というものは、いま申し上げるように、通気を完全に――これは深くなればなかなか容易でないといふことは、私もよくわかつております。けれども、完全にその採炭現場あるいは掘進現場から排出するだけの通気量を送り込んであれば、絶対爆発しないといふことは間違ひないのであるから、これといまの炭じんの二つの問題について私はそういう見解を持っております。したがって、これに対して会社側がやはり保安対策を怠つておつたといふことは極言しなればならぬと思ひます。この二つについて私の見解が間違つておるかどうか、これをひとつお聞かせ願ひたいといふことが一つ、あともう一点伺います。

○中野参考人 私からちよつと。伊藤先生のいまの御趣旨の大綱につきましては、私もそのとおりだと思つております。日本の場合で見ますと、かなり災害があるわけですが、対策が徹底しておれば完全になくなるであらうという基本理論は間違ひないのですが、私、昨午保安調査団でヨーロッパのほうへ参りましたときに調べました数字を見ますと、たとえばフランスでは過去十年間に一件

で死亡十名以上を出した災害の調べをしたわけですが、その十年間にガス、炭じん爆発が五件ございしました。これは集中災害ですから七十七人ぐらいの人が死んでおりますが、合計九十一件の中で五件、イギリスにおきましては、合計百二十八件の重大災害の中で三件ガス、炭じんによる爆発が起つた。ドイツにおきましては、件数は三件のうち二件がガス、炭じん爆発となつておまして、死亡者数が七十三人、こんなふうになつております。それに対して日本は、ガス、炭じん爆発は過去十年間に十七件ありまして七百八十一名の死亡者が出ておるというふうなことで、完全であれば絶対に防げるとは申しまして、やはりじようずの手から水が漏れるというので、この發生の原因につきましては、これは私の想像になりますけれども、炭じんにつきましてはさほどでもないと思ひますが、火源の問題であるいは防げない場合があるのではないかと。つまり自然発火とかなんとかが早期に検知できないために、ガスについては普通の対策をしたけれども、あるところになつた、たまたまたつたところの奥部が自然発火をしていったというふうな、からみ合つた事情がある場合に、どうしても手ばかりを起すのではないかと。あるいはヨーロッパでは突出が多いものでありますから、突出に關連して起つてゐるのではないかと、その突出の予測ができなかつたのではないかと。そういうような点で、完全とは申しまして、なかなか防げない面のあることが実情じやないかと思つております。

それから三池のことにつきましては、御指摘のとおりでありまして、これは火源はわかりませんが、確かに炭じんがたまつていたことは事實のやうに考えられます。夕張の場合には、むしろ保安の基本方針というものは、通気量を十分にすることと間違ひはないわけでございますけれども、私、きょう鉱山保安監督局でちよつと夕張の災害の図面を見せていただきましたが、これを見ますと、採炭計画をあまり秩序立ててやつていない。その原因が掘進のおくれではないかといふ

うに私なりの判断をいたしました。しかもああい
う六尺、八尺、十尺というような山は、累層に近
いような形のところを無計画に——まあ無計画と
言うところと語弊がございますが、掘進のおく
れに基づく、ちゃんとした探炭計画に乗らないよ
うな探炭をいたしますと、導風等の問題が起こり
まして、いろいろ問題が起こってくる。この掘進の
おくれにつきましては、昨年私も石炭調査団に
参加いたしました一応当たつてみたのであります
けれども、掘進のおくれは、昨年と一昨年でか
なり多くて、たしか三十七年度では日本の年間掘
進量のおくれが百キロ以上だというふうに数字は
出ております。しかもそのうち沿層掘進が百キロ
もおくれしている。全体の年間掘進量は六百キロな
いし七百キロが日本の大手炭鉱の数量でございま
すけれども、その間において百キロ以上もおくれ
ておるということは、これは災害に直接結びつく
かどうかは知りませんが、何か関係が出てくるん
じゃないか、こんなふうな判断を持っておるわけ
でございいます。したがって、結論的に申し上げ
ますと、伊藤先生の理論は大綱において間違ひ
はございません。しかし、その過程においてこま
かいいろいろな要因がほかにありまして、これもま
あいわけな含まれてしまうかもしれません、私
どももいたしましては、多少そういうような二
次、三次に関連する影響なども考えておる次第
でございいます。

○伊藤委員 いま中野先生のおっしゃった点、私
も認めなければならぬ点がございいますのは、やは
り自然発火というものが御承知のようにあるわけ
でございいます。自然にやはり炭に火が入ってお
るということもございいます。そういうことで、これ
はいかんとおっしゃることのできない状態で発火し、
水没せざるをえないという場合もあります。そうい
う場合における爆発というのは、これは不可抗力
と認めなければなりません、さき二つの例を
あげて申し上げたのは、そういう点からも、私は
それぞれに対する完全な保安対策を立てておくな
らば事件を起こさせないで済むであろうという私

の信念でございいます。この点は、私はおそらく先生
方もお認めいただけるだろうと思っております。

それから、落磐の点でございいます、最近、御存
じのように、非常に機械も進み、能率をあげなけ
ればならぬというところから、探炭現場を非常に
広くいたしております。これもやはり、おのずか
ら限度がございいます。なるほど、北松炭田のよう
に、ああいう天磐が一枚岩のようなどころであれ
ば、これは別でございいますけれども、その他のと
ころはああいうような天磐を持っておるところは
ございせんから、やはりそう広い探炭現場をつ
くりまして、鉄柱であろうと坑木であろうと、な
かなか耐えられぬものが出てまいります。それで
も、やはり働いておる人たちは非常に経験による
注意力がありますから、なかなか大きな落磐をひ
き起こしておりませんが、多くの例を見ますと、
と、大きな落磐というものは交代のときとか、昼休
みに入つた直後起こつております。先番が仕事を
やつて、それからあと番が入つてくるその間に、
時間がある程度ございいます。それから昼休みで、
たとえば三十分なら三十分休んでいるときには、
現場から離れております。その交代であとから
入つた者が、昼食をとつた直後に入つた後起こつ
ておるのが多々ございいます。というのは、私も長
い経験がございいます、必ず大きな落磐のあると
きは何となく予告がございいます。まあ、何分間か
の、逃げるだけの予告というものは絶対あると
言つても差しつかへございせん。それでも一
人二人落磐で何するといふ場合、これは全く
予告も何もなくその犠牲を受けるということば
ありますけれども、たゞさんの人が、何十人とい
う人が生き埋めになるといふ場合には、大
い預告がございいます。でございいますから、やは
りそういう点に対する注意というものの、指導者
が常に注意をするといふ必要がある。それから、
あまりにも探炭現場を能率のためにむちゃくちゃ
に拡大していくといふことなどについてもやはり
限度がある、こういうふうに思いますが、こういう
点について専門的にどういふふうな考えを持っ

ておられるか、ひとつお聞かせ願ひたい。

○磯部参考人 いまの問題につきましてお答え申
し上げます。

落磐というのは、山田先生がおっしゃいました
ように、非常にわかりにくい。完全に落ちるかどう
かというのを判定することは、おそらく人間わ
ざでは不可能であらうといわれるほどの点が多い
わけでありまして、第一の問題、非常に長い切り羽
を持つといふこと、作業区域を大きくするといふ
ことはよろしくないではなからうかという御意見
でございいます、その点はやはり私も賛成でござ
います。私、つい二、三カ月前ヨーロッパ及びイ
ンドの炭鉱を視察してまいりまして、ごく最近
帰つてきたわけでありまして、ヨーロッパなど
は大体三百メートルくらい、日本ではほとんどない
ような長さの探炭切り羽を用いて探掘していただ
ころもございいます。大体二百メートルくらいとい
うのが、現在常識になつております。ただ、探炭
切り羽に入つて見ますと、われわれ日本人として
非常に驚いたことには、そこには断層が一本もな
い。非常に自然条件が恵まれております。そうい
う点で、そういう長い切り羽をとることができ
るのではなからうかといふことは私は考えま
した。この問題について、やはり切り羽面を長く
するか短くするかといふことについては、ヨー
ロッパの人もある程度考えているようございま
して、切り羽面はなるべく短く、そうして進み
を早めたほうがむしろ得ではないか、断層その他
のことを考えたら、かえつてそういうもののほう
が安全性を確保することができるとはいふ、そ
ういふことを唱えている人もございいます。そう
いふ点で、私は日本のような炭層地帯、しかも天
磐、下磐が脆弱であるといふような場合には、非
常に長い切り羽をとるといふことはやはり危険が
多いと思ひます。どの程度かといふことを考
みまして、少なくとも百五十メートルくらいが限
度ではなからうかと思ひます。ただし、自然条件
によつてはもっと長いものをとつても差しつかへ
ないところもございいます。

それから、交代きつとか休止のときに大きな落
磐が起こるといふ問題でございいます、これに
ついては、おおむね落磐といふのは、大きく分け
ますと大体二種類あると思ひます。第一は、いわ
ゆる切り羽全体に荷がかかつてきていて、支柱が
びちびち鳴つたり折れたりするような形で落磐を
起こす、そういう種類の落磐がございいます。この
場合は、いま伊藤先生がおっしゃつたように予告
がございいます。荷重計などで切り羽の支柱の荷
をはかつておられますと、数時間くらい前に、落ち
るのではなからうかと思ふようなカブが出てま
います。そういう意味では、こういう落磐はある
程度予測ができるから、防ぐことはできないに
しても退避することはできる、そういう種類の落
磐がございいます。ただし、この種の落磐といふのは
非常に規模が小さくて、切り羽の一部が落ちれば
全体として荷がおさまつてくるというふうなこと
が多いようございいます。第二の落磐といふのは、
これはほとんど予告がない。たとえて申し上げ
ますれば、ちょうど横み木を積んだような状況
にあって、そのうちの一本を取り去ると積み木全
体がバランスを失つてくずれ去つてしまうとい
うような種類に近い、ほんの一つの石が落ちると
か、支柱がころがるといふような簡単な刺激が
もとになつて、切り羽全体のバランスが一気に
ずれてきて、そうして大崩落を起こす、こういう
のは非常に規模が大きいわけでございます。両方
の特徴を比較してみますと、後者のほうは非常に
崩落、くずれがこまかくて、そうして、その切り
羽全面にわたつております。その場合には支柱の
折損とか、あるいはカブが曲るといふことは
ほとんどなくて、ただだんぞ私わられるような形
で埋まつていくわけでございます。人的な被害も
後者のほうははるかに大きくて、大部分の方は窒
息といふ形でなくなつておる。前者の場合では骨折
とかあるいは身体的な傷害を受けるわけござい
ますが、第二のような場合にはほとんど窒息とい
ふ形でなくなつておりますので、ほとんど傷害を受け
ておりません。これは私炭鉱にずっととつとめてお

りましたので、三回くらい埋まった御経験の方に伺ったところ、とにかく埋まったならばじっとしていること、それで舌で自分の目の前の石炭を押しのけて、そして鼻がちょうど入るくらいに空隙をつくって、そこに鼻をつっ込んで助けがくるまでじっと待っている、そうすれば助かることがある、おれは現にそうやって助かったというように、荷を言っておられたのですが、そのように、荷というものはほとんど作用していない。天井のバランスが一気にくずれて落ちてしまう、こういった種類の落磐というのは、ほとんど予告がございせん。ただしこれは大きな炭層のきわ、あるいは切り羽の地圧、しかもそれが長い間放置されて探炭を開始されたような地帯、そういうところは非常に岩盤がゆるんでおりますので、そういう現象が起こるわけでございます。それから累層探炭なんかの場合で、二つの切り羽が交差するところ、そういうようなところはやはり相当岩盤が脆弱になっておりますので、そういう現象が起こってまいります。

そういうことで、伊藤先生におことばを返してまことに恐縮でございますが、いわゆるほんとうの意味の大落磐は、ほとんど予告なしに参ります。予告のある落磐というのは規模的に小さくて、一部の崩落で終わってしまうことが普通でございます。ですから、落磐に対しての問題点というものは、荷をはかるといふことよりも、いわゆる岩盤の脆弱性を測定して、いわゆる落磐危険度というものを設定するといふことのほうが大切だといふふうに私は考えております。以上でございます。

○中野参考人 いま磯部教授から基礎的なお話がございましたが、私この委員会の前々日の日まで九州の炭鉱を歩いてまいりました。歩きまわした目的は二つございまして、一つは御承知のように、このごろ自走支保という、きわめて金のかかる装置でございますが、これが三池と松島に使用されております。北海道でも自走支保が太平洋炭鉱で使われておりますが、これは不確実な情報でござ

いいますが、自走支保の払いでは死亡者がいまだでなかったというようにことを聞きました。それと同時に、自走支保がかなり生産性に寄与する面が多いので、今後自走支保を石炭対策特別委員会としても取り上げたいと思っております。この二、三年の間に相当普及されるようにできまして、生産性はもとより——ここで申し上げます生産性というものが初めてほんとうの生産能力でありまして、従来の生産能力は、これは普通の生産能力でありまして、本来の生産能力増進ではありません。そういうような関係をならみ合わせまして、保安と生産能力を向上させるためには、日本におきましても自走支保というものがかなり意味があるのではないかとこのように考えております。

それからもう一つは、私は、炭層の中にあります異物、松岩等の検知の実験のために九州に参ったわけでございますが、たまたまある先生が私に一つのマイクローホンを買ってくれました。これは実は土木会社の鹿島建設のもので、その先生によると、これはスエーデンでできたマイクローホンであって、空気中のノイズはほとんど防いでしまふ、あとは固体とか液体の中のノイズをとらえるのだといふことで、そんないいものがあるなら、松岩のあるところなどといふところでは音のとりえ方が違ふのではないかと思ひまして、それを借りて松島炭鉱でちょっと調べてみたのです。実験をしておりますと、穴をあけてみて、そいつをつっ込んでこちらで耳で聞いたり、あるいはレコードしておきますと、炭層にバリバリと荷がかかってくる状態が、非常に正確に出てくるわけですね。鹿島建設の話を聞きますと、トンネルの落

磐、崩落は一応これで防げておる、これは一本四十万円程度ですが、そういうのをやっておけば相当防げるということでした。これは炭層とトンネルは相当違うわけでありまして、私どものほうに参ります専門家は、その音の違いを聞き分けまして、切り羽のほうでこんなに記録がとれるとは思ひなかつたと言っておりました。そういう点から言ひましても、実験の目的は違つておったわけで

ありますが、とにかく落磐予知というものの一つの技術的な方途が非常に問題なのでありまして、昨年も私調査団で参りましたときも、ヨーロッパ各国ではひんぱんに国際会議を開いて保安技術の検討をしておるわけですね。私どもがたまたま行つて何かいいものをつかんで帰ってくるということ、そういう落磐予知なり何なりの一連の技術に對して日本が孤立しておるような気がいたしました。何とか石炭鉱山の保安関係だけでも、たとえば常時そういう駐在員がおりまして、ヨーロッパ国際会議の情報をとってこちらに提供する。一々それに出席するといふことはたいへんなことであるから、何かそういう担当者置いてキャッチしまして、そして何かいい装置を、当面石炭政策の四、五十年間に間に合わせなければならぬものは日本で研究するのがいいのですが、すでにできておるものをこちらで研究するのは非常につまらぬことでありますから、そういう点の配慮を、これもお願いでございますけれども、対策委員会等におきましてぜひ取り上げ願ひまして、推進をしていただきたい。これはお願いを兼ねました説明でございます。

○加藤委員長 多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 先ほど磯部先生並びに中野先生から欧州の保安状況について説明がありました。日本における災害は欧州各国に比べて非常に高いことが海外石炭鉱業保安調査団の報告書にも出ておるが、そこで第一、欧州はなぜ災害が少なくないかという理由に、先ほどお話がありました、自然条件が非常にいい、天候も下層も非常にいい、こういうお話があった。そこで、はなはだ失礼ですが、私は、日本の保安規則等が欧州の状態等の基準によつていろいろ行なわれておるのではないかという根本的な疑問を持つわけですね。たとえば一・五割という可燃性ガスの流出を見た場合には非常に危険だといふ。ところが日本の炭層は、先

生が専門家ですが、石炭紀の石炭ではない、非常に若い時代の石炭です。ですから地殻の褶曲によつて褐炭程度のものが石炭になっておるわけですから、初めから非常に危険ですね。一・五割くらいであったのが、いつ二になり三になり五になるかわからないという危険性があるわけですね。そこで失礼ですが、この基準は欧州並みの基準ではないか、もう少し基準をシビアにする必要があるのではないかと、日本は自然条件が悪いのだという前提で初めからかつて保安対策をやる必要があるのではないかと、こういうふうに思う。なるほど工業技術院の碓井の爆発試験場も私は見学したことがありますが、いろいろななされておるけれども、何さまさやかな予算ですから十分の研究がなされてない。非常に残念ですが、まず根本的には日本の学問が、はなはだ失礼ですが、欧州のいろいろのデータによつて行なわれ、その基準がとられておるのではないかと。そうであつたらば、こういう点について再検討する必要があるのではないかと、こういうふうに思うのです。

○中野参考人 あまり完全な答えにならないと思ひますが、まず第一点の災害率が高いこと。欧州の自然条件のよさといふことでございしますが、これは調査団報告にも書いておつたような気がするのですが、一つは背景が違ふと思ひます。自然条件と申しまして、確かに向こうは構造が大きいわけですから、探掘に對する自然条件はいいと思ひます。にもかかわらず、その保安技術の研究に非常に金をかけておるわけですね。ですからその比較で申しますと、日本のような自然条件の悪いところでは、ヨーロッパ以上の保安技術の研究がなされて、それが現場に應用されて初めて保安が確保できる。にもかかわらず、事實は逆である。しかもまた、鉱山救護隊の体制を見ましても、日本はほんとうに申し上げようもないくらいおかれておるが、幸い、先生方のお力でも何となく救護隊の何かに金がついたように聞いておりますので、まことにありがたいと思つておりますが、そんなことでございまして。

それからもう一つは、欧州の技術と保安規則をまるまるそのまま入れたのであろうといふことで

ございますが、その辺の事情につきましては、私は実ははっきりとした知識と経験を持っておりませんけれども、あの保安規則がきつ過ぎ程では、たしか進駐軍のありました二十二、三年ころに似たようなことがあつたと思ひますが、そのときは法律第七十号ができたと思ひますが、そのときは大体はアメリカのルールのようなものを取り入れたような感じがいたします。ところが、ガスのパーセンテージやその他につきましては、日本の実情等も、学問水準云々のあれはまたあとで答え申しますが、加味しまして入れたことと記憶しております。したがって、欧州の数字がそのまま素通りしてきたというふうにも受け取れませんので、その点今後なおよく調べましてから、機会のあるときにお答えすることができると思ひます。

それから、基準の問題でございますが、一・五なり二というものが甘過ぎるのではないかとお考えでございますが、これは御承知のようにガスが目に見えないところに非常な問題点があるわけでありまして、規則で一・五ときまりましたそのいきさつは、平均一・五以下というような意味を含んでおるわけです。ところが、坑道等におきまして管理のための測定が必ずしもうまくいきませんと、それは測定技術によりますけれども、一応の水準の測定技術を持てるといふと、あるところではかりましたものがかりに一・五あつたといふと、これを数点はかつて、その平均が一・五とすれば、それは非常にいいと思ひますけれども、現場のせわしさその他からいひまして、かりにそれを省略したといふ場合も考えられます。そこで一・五ときめたといふ技術的方法、それを観測者に十分教育すれば、一・五であつても、一・三であつても同じような結果になるのではないかと。したがひまして、そういう保安教育の面ではこれは相当防げるのであつて、かりにこれを一として、いま申し上げまし

たように簡単なかり方をしておれば、一であつてもあるいは爆発するかもしれない。そういうふうな技術的には見られるわけでありまして、保安技術研究の水準というふうなことであります。確かに、日本の研究者はインターナショナルな関連をしておりませんものから、自分ではこれが正しい、おもしろいと思ひてやつておられるけれども、ふたをあげてみると、すでにほかではやつておられるというふうなことで非常に困りますので、また先ほどのお願いに移るわけでございますが、情報をよくとるにおきまして、日本人の研究者の本来持つておる能力をそのほうに活用するようにすればいい。いたずらに情報をとらないで、わりあいによいように言われております日本人の頭をむだに使うのは非常に残念でございます。そういう点でも駐在員等に関連してそういうことも必要であらう、こういうふうな考へております。

○多賀谷委員 いま基準の問題について、必ずしも欧州のそのまゝを受けたかどうかは疑問だと、こうおっしゃいますが、これは全然話が違ひますけれども、山田先生もいらつしやいますけれども、例の瀬板貯水池の下の探掘の引っぱりにつきましても、メートル当たり〇・五ミリという欧州の研究に対して、大事を踏んで〇・二五ミリ、こういうふうにおやりになつておる。この慎重さが法案にも必要じゃないかという気持ちで申し上げたわけではあります。

そこで、いま非常に有益な、国際的な技術交換という話もありましたが、これは国会としても十分検討しなければならぬ問題だと思ひます。とにかく落磐の問題を土木技術者からそのマイクロホンを借りて調査をするようなことで、おくれしておるわけではあります。これをひとつ十分検討していかねばならぬ。国も費用を出さなければならぬ問題だと思ひます。ところで、今度の問題はそれ以前の問題です。とにかく保安法にのつておるわけをして、指示をして事件が起つておるわけでは

から、これはお話にならない問題です。一体、これは三池の場合でも考えられるのですが、一つはこの保安法の規則が、たとえば三池三川のように八千トンも日産出しておるところと、あるいは月で八千トン出しておるところと、あるいは年産八千トン出しておるところと、なるほど若干法律は違ひます。法律はたとえば監督員を置いておる場合とかいろいろ違ひますけれども、その危険度というもののついて、炭鉱の規模というものをもう少し考えなければならぬのじゃないか。ここでちょっと炭じんが多いということに注意する。三池の場合、これは一日はつておけば八千トンも出る。普通の炭鉱でいへば一日で一月分も出るわけですから、規則にそういうようなものも加味してやる必要があると思ひますが、そういう点が一つ抜けておるのではないかと。こういう点が一点と、それからもう一つは、率直に言つて、三池、夕張炭鉱を監督するようでは、保安監督員を何千名雇つてみても始まらぬと思ひます。これはこの前もわれわれ調査で行きましたが、一番恐縮しておるのは監督官庁でして、どうも経営の責任にある人はそれほど思つていないのじゃないかという感じがしたわけではあります。というのは、労使ともに災害というものになつてこになつておる。それは災害が起つたときには非常に憤慨しておられますけれども、やっぱり何と言つても、いままでは災害がなかつたんだから、おれはいままで生きておつたんだからと、なれつこというものが非常にこわい。こういう北炭のような大炭鉱で、たまたま入つた監督官が注意を受けるなどということは、私は実におかしいと思ひます。しかも通気坑道が狭いというような注意を受け、勧告を受けるというのは、きわめて不見識な話だと思ひます。これは法規とかそれ以前の問題です。ですから、これを措置するといつても、教育であるとか、あるいは大臣が経営者を呼んで訓示をしてもなかなかうまくいかない。そこで今度逆に経済的な罰則を加えれば、私は刑事罰の話をしておるのじゃないのです。経済的な罰則を加えれば、これはうまくいくのじゃないかという気がするのです。そろばん勘定を合はせてみて、どうもこれは災害を起したほうが損だということになる。それは、災害を起したくてもやる人はないのです。ないのだけれども、どうも採算ベースから見ても、そんなに保安のことを言つておつてはやはり出炭が落ちる、こういう気持ちからゆるがせにする。ですから、もう少し法に示しておる、作業個所の停止であるとか、それができるまでは、改善されるまでは作業は中断するとか、こういう法運用については監督官庁はびしつと態度をはつきりすべきではないか、こういうふうな思ひがあるので、ひとつこの二点についてお聞かせ願ひたい。

○中野参考人 山の規模で保安法関係のニュアンスを違へるというお話につきましては、たしか昨年保安統括者制度をつくりまして、いろいろ私どもわからないなりに検討の仲間の一人に加つた次第でございます。

〔委員長退席、蔵内委員長代理着席〕
仰せのとおり確かに法とか規則とかの既成概念を離れまして、その必要があると思ひます。ですから、これを法的にもう少し練つていただくことは確かに必要でありまして、そういう意味で保安法を五、六年前から抜本的に改正せよということの決議をいただいておりますし、あるいはしておるのですが、なかなか専門家の白ばかま申しますか、専門家が寄つてそれをしますと、何かこたわつてしまつて、どうしても抜本的にできない面があるわけではあります。今度の災害を契機にするわけではあります。一つ違つたコミッティみたいなものをつくりまして、これにただ働きをさせるわけにはいきませんから相当の金をつけた別のコミッティをつくらせて、少し長くやらせて、保安局その他の意見を参考にすれば、あるいは一つは抜本的なものが現行法規と無関係にでき、しかも現行法規に盛り込んでおる精神がうまくつかまえられるようになるのではないかと感じもいたします。これは私の一つの提案でございます。

それから労使なれつこの点は、これは労使なれつこの前提に、やはり原料炭山の性格が変わってくるのじゃないかというのが、私の何と言いますか、偏見でございますが、原料炭山の労使は少し安心しておるといふ感觸でございます。

それから経済的の罰則を与える点であります、これは全く想像でございますが、今回の夕張のあれは、小かせ掘進をしておるといふ状態でございます。極端に申しますと、つまり十分風量が確保できるように坑道を切つておれば、さらに掘進は短くなるから、小かせでやろうというような感觸からきておるのではないかと思います。ですから、もしこれに罰則を加えますと、小かせになると爆発するので、私はこういう場合には、金属鉱山で行なわれておる探鉱奨励金というのがございませぬ。非常に乱暴な議論でございますが、探鉱奨励金をつけますと、掘進はどんどん伸びていくのではないかと。そうしますと、生産も安定してくるのじゃないか。これも一つの偏見でございますけれども、そんなお答え方を申し上げたいと思います。

○多賀谷委員 どうも今度の場合は、探炭ではないですね。作業場の……

○中野参考人 ですから沿層坑道がすっかり伸びておれば、しかも断面がしっかりしたところで伸びておれば、通気が取れまして、さつき伊藤先生が言われましたような十分な風量があれば、ガスが薄められておるといふ概念です。ですから、災害場所そのものでは、これは御承知のように掘進のおくれというものが非常に顕著で、いま取り返しつつあるわけですが、その掘進も大断面で機械化してやる場合と小かせで手積みでやる場合とは違いますが、苦しい場合には小かせで進むという形をとる。したがって生産性の向上のためには、岩石坑道も必要だし、沿層も必要である。だから沿層については沿層奨励金というような珍案を出したわけです。

○多賀谷委員 先ほどから組夫の話が出ておりましたが、組夫の災害が非常に多いという実態に即して、これは何か対策をしなければならぬと思ひます。従来は、炭鉱には御存じのように組夫というのは比較的他の産業よりも少なかったわけですが、社外工という形は造船所なんかにはありましたが、炭鉱にはなかったわけですね。それが経営がだんだん悪化するに従つて、組夫という形が出てきた。わりあい臨時雇のもののじゃないわけですね。立て坑を打つとか、そういうたものでなくて、あるいは若干岩石坑道なんか、今度北炭でも岩石坑道の掘進がありますけれども、そういったことでもなく、普通の掘進に組夫を使つていける。ですから災害の起こつたときは、被害者として一緒に入つておる。あるいはまた、中小炭鉱だけではございませぬ、大手でも第二会社と言われるところは、最近ではみな探炭に組夫を使つていける。現実には炭鉱に行かれないと、何々組が何トン、何々組が何トンと、こう書いてある。これは使つておるわけですね。これは労働組合にも責任があるわけですね。自分たち本組員の労働条件の維持だけ考へて、組夫のほうは知らぬという形もいかに。しかしこれは人命の問題ですから、どうしても組夫という制度については、賃金その他の問題もあるけれども、保安教育だけはびしとやっておく必要がある。そこで保安教育を、第三者が何か関与してやる方法はないか。第三者による訓練。おそらく組夫というものは保安教育なんかしていませんよ。第一その組が人間を把握してないのです。とにかく、おれは百名持ていてないけれども、毎日出てくるのは五十名しか出てこない。こういうような仕組みですからね。災害があつたらだれがほんとうに坑内に入つていけるか、正直に言いますとよく把握できませんよ。前身はいままで炭鉱にいた人がかなり多いから、何とか組が維持できておるのですよ。しかし、その組に入つてから保安教育をしたのじゃないのです。前に前歴としていろいろな炭鉱におつた連中がいるから、何とかやっておるわけですね。これがたとえば港灣とかその他の方面から炭鉱に入つたのなら、たちまちけがをすると思う。教育は全然してないの

ですから。教育をしたというのは、前の炭鉱において教育されたのです。その経験者以外には、新しい組夫を教育するということはほとんど考えられない現状です。ですから組夫をなくせといひますけれども、もし組夫を認めるとするならば、何らかの機関で何日間か教育をする、こういう制度が必要ではないか、こういうふうに思ふのです。

○山田参考人 細谷先生、多賀谷先生から組夫のお話が出ましたが、実際に組夫の災害率が最近ふえていけるという事実から勘案しまして、組夫の保安教育を何らかの形で施さなければいけないのではないかと御意見には私も賛成いたします。伊藤先生のガス、炭じん爆発は絶対に防げるという御信念は、私ももう三十五、六年前から学生にも申しましたし、業者にも言つておるのですが、理屈どおりにはいかないところに保安のむずかしさがあるのではないかと。うふうにこのごろ考へるので、たとえば志免炭鉱が閉山の二年くらい前に、あそここの払いで短い間隔を置いて二回事故が起きました。それで私も行って調べてみたのですけれども、あそここの払いの中に常駐してんを、一カ所残してはいるのです。それが学問的には天警に非常に悪い影響を与えて、その周囲が落着くので、しかし炭鉱はあれがあると非常に心強いらから、あれだけはどうしても残してやらなければ坑内に入らぬというもので残して残して残してという説明でございました。保安教育をして、これがあると大丈夫のように見えるけれども、このために非常に天警を悪くするのだという教育をしなければならぬという話をしたことがございませぬ。それから炭鉱の保安係が個所個所のガスを測定しまして保安日誌に書き込むのですが、これははかるところがちゃんとときまっておるわけですね。これも、はかるのはガス爆発を絶対になくするのであるという信念に徹すれば、そのきまつた測定個所だけでなく、あそここはどうだろうかというところもはかるようにならなければ、ほんとうのガス爆発の根絶というところまではいかぬのじゃないか。つまり保安教育の職員並びに鉱員に對する

徹底ということが非常に必要じゃないかということ、私は痛切に感じておるのでございませぬ。ちよつとそれだけ申し上げませぬ。

○中野参考人 関連してちよつと申し上げたいと思ひます。保安教育、第三者による訓練というのは非常に必要だと思ふのですけれども、いま保安局長のお話をちよつと思ひ出しましたが、保安法からいいますと、鉱山労働者には一応組夫もみな入つてしまふようでありませぬ。したがつて教育はしなければいけないということになつておりますが、実態の違つたところをどう措置したらその目的を達せられるかについては、むしろこれは行政当局にありまして、ひとつその具体策を研究していただく必要があるのじゃないかという気がいたします。

それから教育のしかたでございませぬが、保安教育保安教育といひましても、実際は現場で助手になつてやるような形が多くて、なかなか技術上の保安教育がでがたい面があつたわけでございますが、これは一昨年の、三十七年の石炭鉱業調査団の答申の二十二ページにありますが、頻発災害云々の結果、何か教育用の予算が保安局扱いで取れたと思ひます。それを種にいたしまして、先般非常にたくさん、保安教育テキストが、全国一律と申しますか、この保安教育も個所個所によつていろいろ違うものでございませぬから、レベルが違つた講師や人によつていろいろ違うものでございませぬから、それをあるレベル以上にするためにそういうものを編さんしたのでございませぬ。その当時私もその責任者の一人でございませぬが、ようやく最近でございませぬ。ですからテキストその他はできたわけでございますが、今度これを徹底的にやるにつきましては賃金問題とか、労働条件の一つのように労働組合が考へるわけですから、保安教育の金を出せというふうな形にいくのではないかと思いますので、その辺の措置がうまくいきますと、組夫に對する保安教育も、いわゆる直轄夫に對する保安教育も、かなり徹底していただけるのではないかと、大体そんなふうな考へて

おります。

○多賀谷委員 国会に対して、先生方、先ほど国際的技術交流というお話は一つ承りましたが、その他どういふようにしてもらいたいのか、御注文を承りたいと思う。と申しますのは、今度ひとつ、考えられるあらゆることをこの際列挙してみたらどうか。できないかもしれない。しかし一応問題点を全部出して、こうしたらいいだろうと皆さんがおっしゃる点を、一応組上にあけて検討してみたい、こういうように考えるわけです。ですから各先生から、一体どうしてもらいたいのか、長い間の経験と学識を持っておる先生方ですから、国会に対する要望がありましたら、法律並びに規則あるいは予算等についてありましたらお聞かせ願いたい。

○中野参考人 まずこれは保安対策も一つでございますが、石炭全体のことを含めまして、私どもは二、三年來痛感しておることをお願いができること、二、三点を申し上げたいと思ひます。

まず第一は、昨年の石炭調査団の資料を集計してみますと、日本の経済実収炭量、これが約二十五億トンということになっております。これはきわめて確実な根拠でございます。現にその採炭計画が四、五十億トンの能率でできるということで約二十五億トンということになっております。これを各地域別に見ますと、多少違いますが、それを四十三年度の各地域別の出炭で割ってみますと、北海道あたりが六十年、それから九州が五十年、常磐もその程度、それから宇部が百三十年くらいになるわけでございます。この話をある学会で私がちょっといたしましたら、日本の石炭はたつたそれっきりかという印象を炭鉱の方が受けまして、非常に先細りだというふうな感觸のようございまして。そこで私は今回九州のほうを回って見ましてつくづく感じましたのは、たとえば西彼杵炭田、あるいは三池炭田につながります長崎の周辺でございますが、あの辺のボーリングというものは陸上地帯だけでありまして、海底のほうには有明海を除いてはきわめて少ないわけ

あります。一本か二本ということでありまして。あの辺では企業がもうかつておりますから企業自体でもできると思ひますが、これが国の手厚い援助等によりまして、あそこ三本なり五本なりのボーリングがござりますと、確定炭量と申しますか、先ほど申しました経済実収炭量がぐっとふえてまいります。そうしますと、先ほど申し上げましたような、九州五十六年というふうな数字は飛躍的に上がったいくわけでございます。北海道につきましても常磐地区につきましても、そういうことが言えるのでありまして、この際末開発炭田を開発する前に、日本の持つておりますほんとうに掘れる石炭というものは、はたしてどのくらいあるかというふうなことを炭鉱界に知らしてやらなければいけない。そのことによつて、炭鉱に魅力を持たせるといふお話を聞いておりますが、あと五十年といひますと魅力がなくなつてきますが、さらに八十年、百年というふうなことになるますと、何となく底力ついてくるのではないか、こういうことを痛感した次第でございます。したがひまして、未開発炭田の御調査をただおざなりに、何億か何千万円をやつて何力年かに細く長くつけるというのではよくないので、これを思い切つてやつていただかなければならぬのではないかと。これが一つの、私なりに考えましたことでございます。

それからもう一つは、御承知のようにいま石炭協会が、大手関係が金を出しまして石炭技術研究所というものをつくつております。これはたしか五、六年前からできておるわけでありまして。出発当初の意気込みは非常によかったのであります。が、御承知のように、納付金もなかなか納められないというふうな状況でございます。ところが日本の中で、国立研究機関あるいは大学等もございすけれども、当面石炭問題に直接タッチして研究する場所は、いま申し上げました石炭技術研究所以外にはいまはない状態でございます。ところがこの石炭技術研究所の年間の資金規模というのは、三億五千万円程度でございます。そのうち一

億程度が国からの補助金になっておるといふ次第でございます。ところがいままでの行政の常識から申しますと、補助金を一億円出せば、業界が一億円負担しなければならぬ。この二億円出せばさらに倍になる。実質は三倍ぐらいになるようでございます。そんな関係で、業界では補助金を御辞退申し上げるということで、四十年予算算は三十九年度予算よりも少なくなつております。そこで、これは大蔵省では大いに意見のあるところと思ひますけれども、補助金がいけなければ、実際に機械をつくるとか買つてしまつとか、何かもう少し、少なくとも資金規模が六、七億円、これでも外国の例に比べますと十分の一以下でまことにみみっちいお話でございますが、かりにこれが倍ぐらい金を使えるということになりますと、貧弱な石炭技術研究所でも相当の活躍ができるのではないかと。

それからもう一つ、それに関連します事項は、石炭技術研究所ばかりではありませんが、研究所というものができまして、研究所自体が性格を持ちまして、何でも自分でやりたいというふうな気持ちになるわけでありまして。現に石炭技術研究所でも研究室を設けて云々というふうな提案を聞いたことがあるわけでございます。自分でやりたいという気持ちはますます強くなつてくるのではないかと。ところが御承知のように、自分で何でもやるためには、いろいろな人材が必要でありまして、とうてい実現が不可能であることはいくらもございまして。したがひまして石炭技術研究所は、独自の研究をするよりも、研究調査の窓口になつて、そして大学でもほかの研究機関でもいいのでありますが、あるいはその人々たちを集めてもいいのでありますが、そういうところから研究を委託する。しかも研究の委託のしかたは、日本の慣行であります。先生お願いいたしますというふうな言いかけんな、無責任な委託でなく、こういうふうな研究は何力年でできるか、これについて資金が幾ら要るか、人が幾ら要るか、そういう諸外国でやつておりますような契約に基

づいてやるような、しっかりした研究の推進のしかたがありますと、これは明らかにそれに沿うのではないかと。たとえば五、六億の規模におきましても、その効果は相当あるのではないかと。全国には鉱山及びそれに関連した大学の研究者というものは相当おるわけでございますが、これが現実には文部省の管轄の研究費を少しずついただきまして、その資金規模に合わせた研究をしていこうと、その資金規模はございせん。この点がほかの産業ではかなり活発にやつていけるように見受けられますけれども、事石炭に關しましては、保安が大事である、生産技術が大事であるといひながら、それに対する資金は、人件費を含めて三億五千万円程度、この点をひとつ念頭に置いていただきまして、この辺の推進を業界並びに大蔵省あたりにとしていただくことが、私の希望でございます。

なお、ほかにもいろいろございまして、その他につきましては両先生から関連してお答えがあると思ひます。

○山田参考人 ただいま多賀谷先生からお話がございましたのですが、こういうことをやつてみたというのをさくばらんというお話でございますが、実は三池調査団、あれは昨年の二月か三月に一応報告書を衆参両院に提出いたしましたのですけれども、私どもは外国の石炭業界に見てもらうのには、もう少し科学的な記事を書きたくないかぬのではないかと、なお引き続きいろいろな科学的実験を行なつておるのです。これは近いうちにでき上がるのですが、その中にこういう実験もできればいいのになあというふうなことが、だいたい頭に浮かんできまして、まあ現状ではとうてい実験がやれないから、まあしかたがないなという問題がございまして。そういうたのをそろそろええまして、でき上がりましたならばこの特別委員会のお手にお送りいたしますので、その一部でもいいから実現できるように御協力をいただければたいへんしあわせに存じます。お願いいたします。

○磯部参考人 私から最後に……。もう時間もだいぶたちますので簡単に申し上げたいと思います。

大体石炭産業というものは、日本では会社組織になっておりまして、各区域がいわゆる鉱区というのを持っておりまして、その鉱区を開発しておるわけであります。最初は小規模のものから出発したのでございまして、大した不合理を感じなかったものでございまして、だんだん炭鉱が整理統合されて大きくなっていくに従って、鉱区の不合理という問題が出てきたと思います。これは現に、いろいろなことを鉱区調整という問題について考えられておりますが、これをさらに一歩進めて、鉱区を強力に調整するというようなことを行なえば、いわゆる施設のにも保安的にも、非常に合理的な炭鉱がで上がる、そういうように考えることが第一でございまして。

それから二つ目は、炭況の不況というものは、一つにはいますぐという問題ではございませんが、炭鉱がパワー・ステーションになれない、発電ができないというところに問題点があると思います。外国の炭鉱では、自分のところで電気をつくって、それを電力会社に売っております。ところが日本では石炭をなまで電力会社に売らなければならぬというような現状でございまして、この点エネルギー産業という点から考えて、ひとつ公益事業法というものについての御検討を加えていただければ幸いだと思ひます。

三番目は、九州には試験炭鉱がございしますが、北海道にはまだ不幸にして試験炭鉱がございせん。生産の規模は、九州も北海道もほぼ同じくらいになっております。この際やはり保安とか生産、そういったものの試験研究を推し進めるべく、北海道にも一つの試験炭鉱を設置していただきたい、そういうふうな思ひでございまして。

四番目は、いわゆる研究施設というものを分散しないで、われわれなんかの力を一方所に集めて、ある程度兼任とか併任とかいう形で、一つの研究所につとめる。そこに大予算をつけて集約的

に考える、そういうやり方がいいのではないかと私は思ひます。

以上四点でございまして。

○蔵内委員長代理 この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。
本日は御多忙中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。次会は明十一日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十六分散会

昭和四十年三月十五日印刷

昭和四十年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局